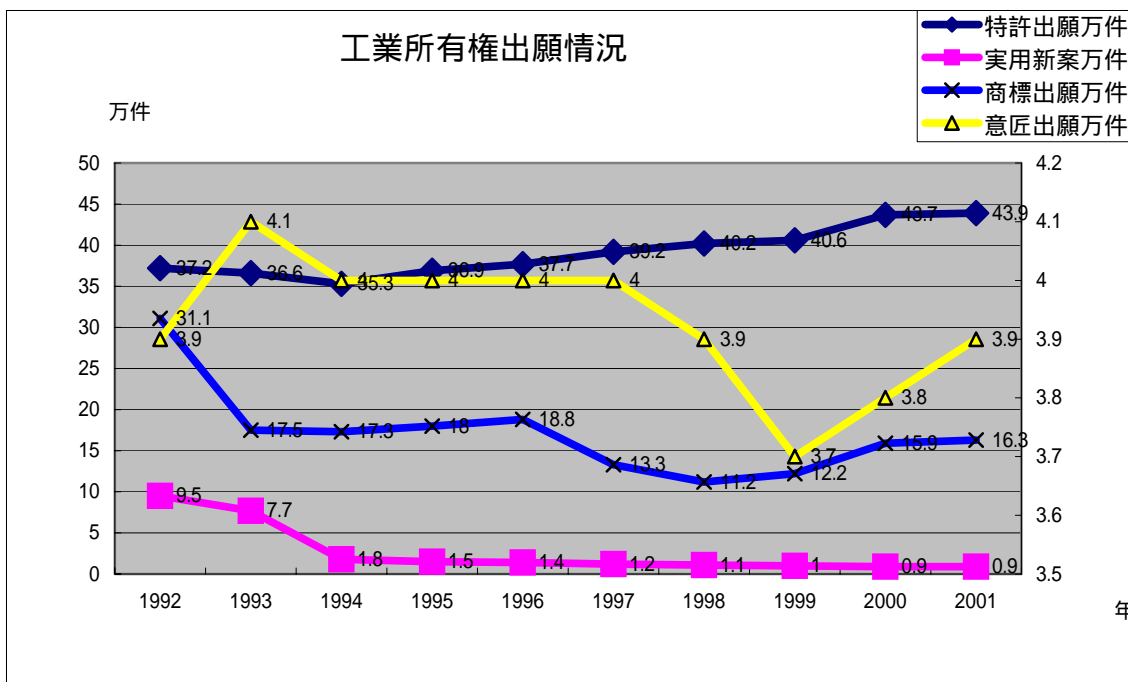


第17講 特許、実用新案、意匠、商標の出願演習

第1話 出願件数 データの出典：特許庁ホームページ

図 17.1.1 工業所有権(特許、実用新案、意匠、商標)関係の出願件数



わが国の工業所有権関係の出願にどのような傾向がありますか



- わが国の特許出願はここ 10 年間順調に伸びています。実用新案は平成 5 年の改正により無審査となり、権利期間も 6 年に短縮され、かつ権利行使に制限がかけられた関係上、急激に減少(1 万件未満)しました。
- 意匠は年間 4 万件前後で、**変動的**に推移しています。
- 商標は年間 15 万件前後(書換登録出願を含む)と、大変多いのに驚きます。国際取引が当たり前になったこと、役務(サービス)に対する商標が重要視されていること、ブランド重視の経営になっていること等が要因と見ます。
- 2001 年のデータを見ると、特許出願は 43.9 万件であるが、登録件数は 12.1 万件、27.6%に過ぎません。その原因は審査の進捗状況も有りますが、無駄な出願や拒絶査定される出願が多いと見ます。一方、意匠と商標は年間の出願件数と登録件数はかなり近い値(意匠 = 83.5%、商標 = 71.4%)ですので、比較的効率の良い出願をしているようです。



わが国の出願は外国と比べて違いがありますか



- 1 図 17.1.2 に示すように、わが国の特許出願は件数 49 万件、シェア 11.4% であり、第 2 位のアメリカの 1.9 倍、第 3 位のドイツの 2.3 倍に達しています。件数は強さの表れですが、知的財産力についてはリーダーの実感がありません。
- 2 図 17.1.3 を見ると、わが国の国内出願は約 90% であり、外国出願は 10% 程度しかありません。わが国は中小企業を含む物作り産業が発達していて、特許出願人の数及び発明人口の裾野が広いことが分かります。反面、わが国の物作りは、トヨタ、ソニー、キャノン等の一部の成功企業を除き、その経営姿勢は防衛的かつ内向的であり、国際市場の制覇に向けた展開に立ち遅れています。
- 3 図 17.1.4 に主要国における技術の技術の輸出高及び輸入高の概算を示します。この図から分かるように、技術輸出は米国が圧倒的に大きく、わが国の約 5 倍、ドイツの約 3 倍です。情報産業、映像産業等の知的財産権の威力でしょう。
- 4 わが国も額は小さいが、海外子会社等の影響で、技術輸出国になりました。

図 17.1.2 主要国の特許出願件数とシェア

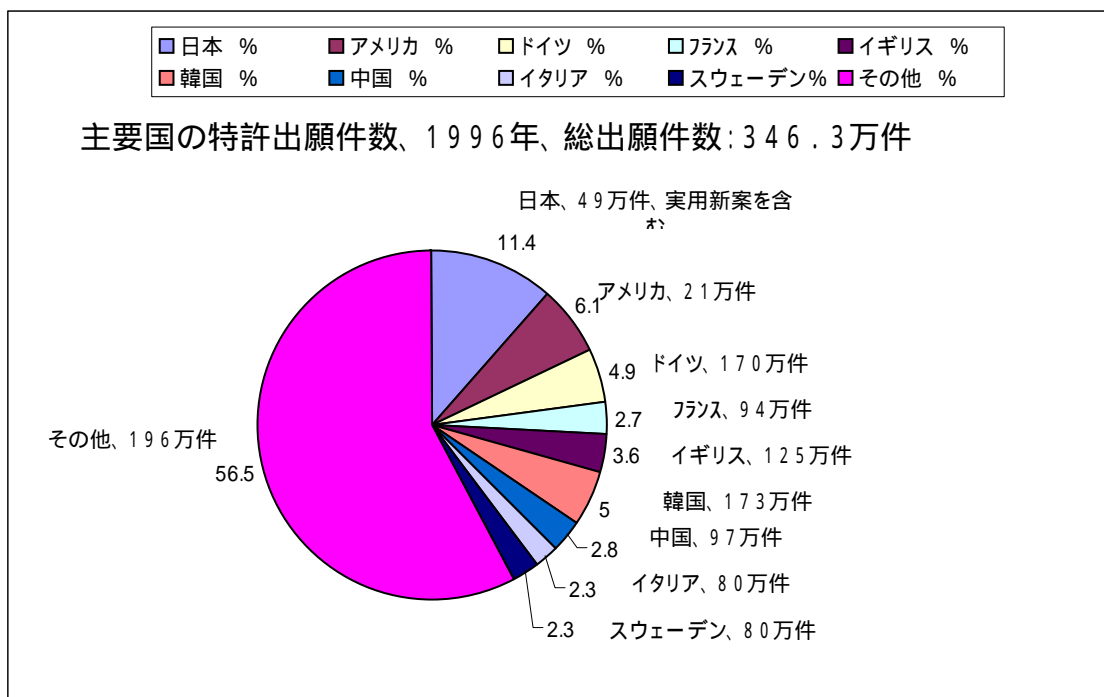


図 17.1.3 主要国の国内出願比率

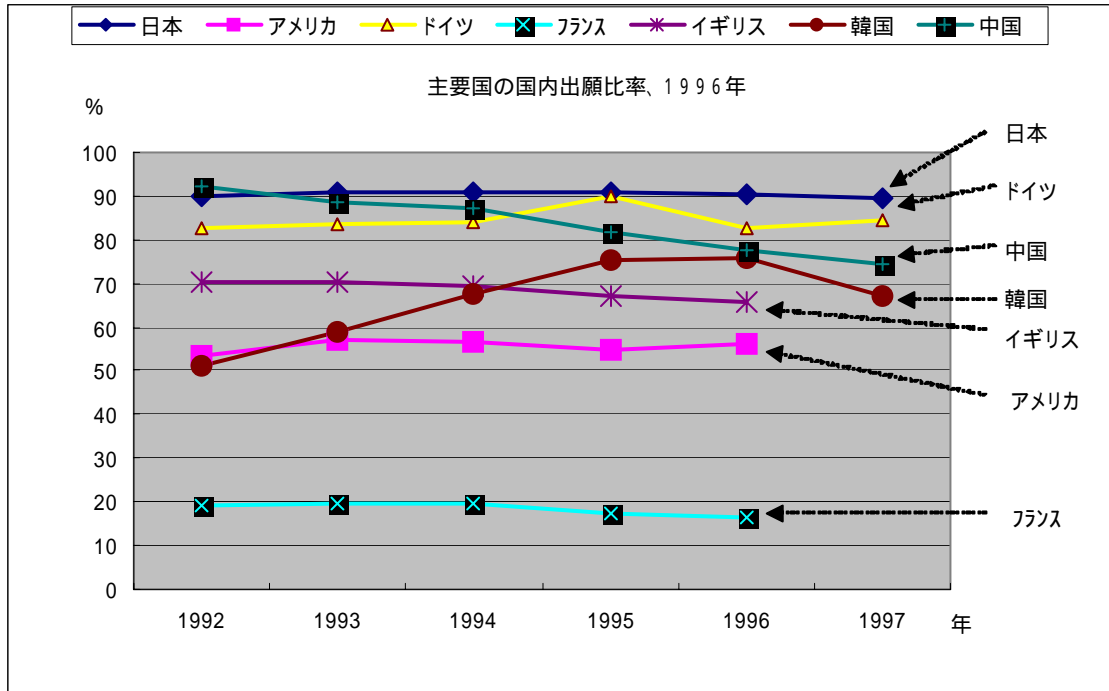
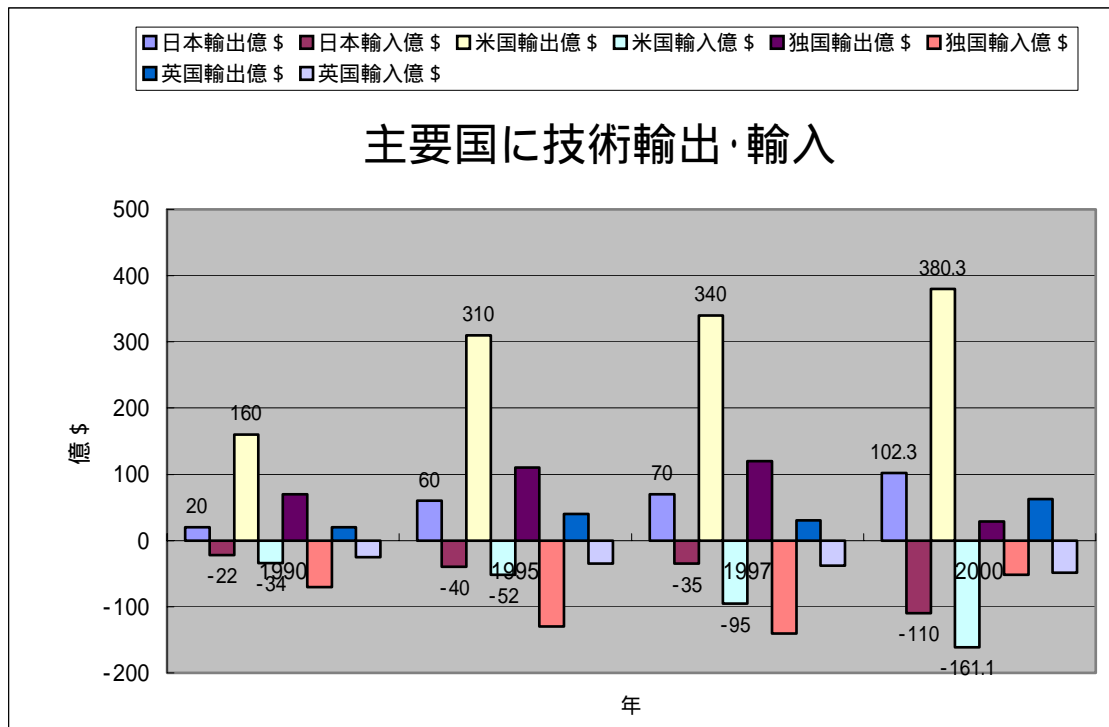


図 17.1.4 主要国の技術の輸出と輸入



わが国の技術収支は日銀統計による。他に総務省統計があり数値に差がある。



わが国の特許出願の多い会社
はどこですか



1 表 17.1.1 に示すように、わが国に特許出願の多い会社の上位 10 社はほとんど全てわが国の電気、電子、画像関係メーカーです。外国メーカーはありません。
2 表 17.1.2 に米国特許取得メーカーの上位 10 社を示します。米国でも電気、電子、画像メーカーが上位を独占しています。かつわが国の主力メーカーが上位を多く占拠しています。

表 17.1.1 わが国の特許出願件数の上位 10 社

順位	1992	1993	1994	1995	1996	1997
1	NEC	NEC	東芝	東芝	日立	松下
2	松下	松下	松下	日立	東芝	日立
3	東芝	東芝	日立	松下	キャノン	東芝
4	三菱電機	富士通	NEC	キャノン	松下	キャノン
5	富士通	日立	キャノン	NEC	ソニー	ソニー
6	日立	三菱電機	三菱電機	ソニー	NEC	NEC
7	キャノン	キャノン	富士通	富士通	富士通	リコー
8	リコー	ソニー	ソニー	三菱電機	三菱電機	三菱電機
9	ソニー	リコー	リコー	リコー	三菱電機	三菱電機
10	シャープ	シャープ	新日鉄	三菱電機	リコー	富士通

赤字は電気・電子メーカー、青は映像メーカー

表 17.1.2 米国における特許権取得上位 10 社ランキング

	92	93	94	95	96	97	98
1	Cannon	IBM	IBM	IBM	IBM	IBM	IBM
2	Toshiba	Toshiba	Cannon	Cannon	Cannon	Cannon	Cannon
3	Mitsubishi Denki	Cannon	Hitachi	Motorola	Motorola	NEC	NEC
4	Hitachi	Eastman Kodak	GE	NEC	NEC	Motorola	Motorola
5	GE	GE	Mitsubishi Denki	Mitsubishi Denki	Hitachi	Fujitsu	Sony
6	IBM	Mitsubishi Denki	Toshiba	Toshiba	Mitsubishi Denki	Hitachi	Samsung Elec.
7	Eastman Kodak	Hitachi	NEC	Hitachi	Toshiba	Mitsubishi Denki	Fujitsu
8	Motorola	Motorola	Eastman Kodak	Matsushita Elec.	Fujitsu	Toshiba	Toshiba
9	FujiPhoto Film	Matsushita Elec.	Motorola	Eastman Kodak	Sony	Sony	Eastman Kodak
10	Matsushita Elec.	FujiPhoto Film	Matsushita Elec.	GE	Matsushita Elec.	Eastman Kodak	Hitachi

図中赤字はコンピュータ・電気・電子・音響メーカー、青字は画像メーカー



特許権を多く持っている会社と市場支配会社は一致しますか



- 1 コンピュータの IBM、電気の GE、音響のソニー、画像機器のキャノン等業界のガリバー企業が特許権の所有ランキングでも上位に連なっていますが、特許権が多くても市場支配しているともいえない会社もあります。
- 2 映像のウォルト・ディズニーは著作権を、パソコン OS のマイクロソフトや MPU のインテルは特許権以外の知的財産権(デファクトスタンダード、著作権、営業秘密、半導体集積回路の回路配置、ブランド等)を多彩に組み合わせて保護を図っています。
- 3 特許権は独占、排他権を行使して初めて本来の価値を生みます。防衛特許や加害防止目的の特許はベンチウォーマーです。ベンチウォーマーは裏方でその一生を終るでしょう。ベンチウォーマーのために費やす所轄官庁の経費や出願人の出費は削減すべきです。ベンチウォーマーは危機管理上の保険との説もあります。
- 4 意匠や商標にもベンチウォーマーが多数存在します。

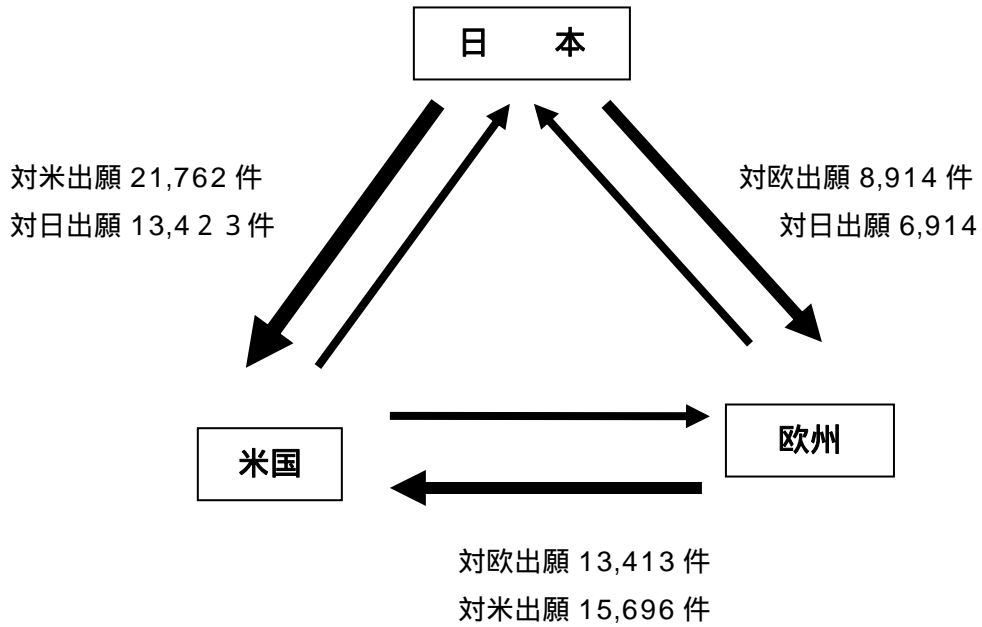


今後の知的財産戦略に関する留意点はなんですか



- 1 21 世紀は「偽物戦争」の時代といわれています。「偽物戦争」は工業所有権ばかりでなく、「ブランド = のれん」と「デファクトスタンダード = 事実上の標準」についてより強力な偽物退治が行われます。
- 2 「ブランド」は消費者に安心と信頼と優越感をもたらします。偽物は消費者が欺く重大な犯罪ですから、パリ条約、マドリッド協定等で国際的に取り締まることが約束されています。特許権等は期限付き保護法ですが「ブランド」は価値のある限り無期限に保護されます。知的財産戦略の第 1 は「工業所有権 + ブランド」です。最近の判例によれば、意匠権については機能上の必要形状を除くとして類似範囲を狭く解釈する(東京地裁昭 11 (ワ) 13242 号)が、小型ソルダータパックについては内部構造についての模倣についても不正競争行為を認め(東京高裁平 13 (ネ) 1073 号)、「ブランド品」模造者には他の模造者を排除できないとする判決(東京地裁平 8 (リ) 15112 号)をするなど、偽物を厳しく取り締まっている。
- 3 標準には政府管掌標準(JIS, ISO)と非政府標準(「デファクトスタンダード = 事実上の標準」)があります。JIS や ISO は社会資本ですが、「デファクトスタンダード」はその行為者の財産権であり、「ブランド」と同様に大きな財産的価値があります。その際たるものが Windows です。
- 4 今後は特許戦略と同時並行的に「ブランド」化と「デファクトスタンダード」化を推し

図 17.1.5 日本 米国 欧州間の特許出願の流れ



注 わが国は米国を最重要国としているが、米国はわが国と欧州を対等にみている。
 欧州はわが国を米国の約半分の価値しか認めていない。特許の分野は米国が世界の中心であるといえるだろう。

第 1 7 - 1 講 特許出願演習

第 1 話 特許出願書類



特許出願にはどのような書類が必要ですか



- 1 特許出願には、願書、明細書、必要な図面及び要約を左綴じにし、出願料に相当する特許印紙を貼付して特許庁の窓口又は郵便書留で郵送します。
- 2 外国人の出願も当然日本語です。特許協力条約による出願は期限内に翻訳文を提出すれば足ります。
- 3 出願書類の帳票を下記します。

【書類名】	特許願
【整理番号】	
【提出日】	平成 年 月 日
【あて先】	特許庁長官 殿
【国際特許分類】	
【発明者】	
【住所又は居所】	
【氏名】	
【発明者】	
【住所又は居所】	
【氏名】	
【特許出願人】	
【識別番号】	0 0 0 0 0 0 0 0 0
【氏名又は名称】	
【代表者】	
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	0 0 0 0 0 0
【納付金額】	2 1, 0 0 0 円
【提出物件の目録】	
【物件名】	明細書 1
【物件名】	図面 1
【物件名】	要約書 1

【書類名】 明細書

【発明の名称】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

【請求項 2】

【請求項 3】

【発明の詳細な説明】

【発明の属する技術分野】

【従来技術】

【発明が解決しようとする課題】

【課題を解決するための手段】

【発明の実施の形態】

【発明の効果】

【図面の簡単な説明】

【図 1】

【図 2】

【図 3】

【図 4】

【符号の説明】

1 0

1 1

1 2

(19)日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11)特許出願公開番号

特開2001-18814

(P2001-18814A)

(43)公開日 平成13年1月23日(2001.1.23)

(51)Int.Cl.⁷
B 6 2 D 5/07

識別記号

F I
B 6 2 D 5/07

テ-マコ-ト*(参考)

B

審査請求 未請求 請求項の数1 OL (全5頁)

(21)出願番号 特願2000-177739(P2000-177739)
(62)分割の表示 特願平7-92375の分割
(22)出願日 平成7年4月18日(1995.4.18)

(71)出願人 000003470
豊田工機株式会社
愛知県刈谷市朝日町1丁目1番地
(72)発明者 加藤 豪哉
愛知県刈谷市朝日町1丁目1番地 豊田工機株式会社内

(54)【発明の名称】 動力舵取装置における流量制御装置

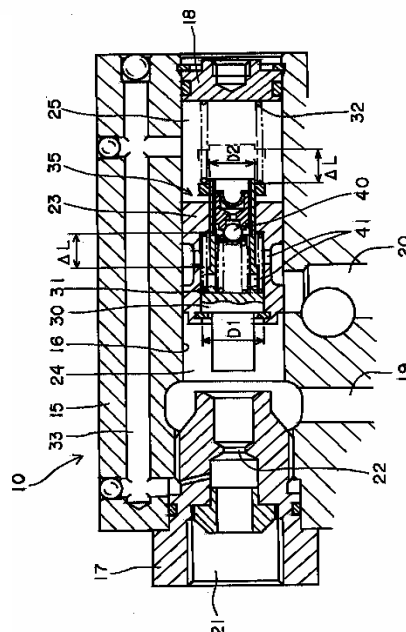
(57)【要約】

【課題】低負荷時に制御弁に供給する作動油の流量を低減する負荷圧感応弁を、ポンプハウジングに新たな加工を施すことなく設置できるようにする。

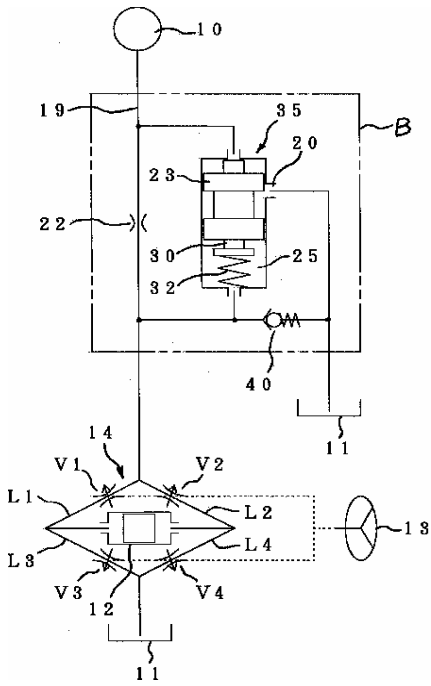
【解決手段】ポンプハウジング15の弁収納孔16内に摺動自在に収容された流量調整用のバイパスバルブ23

に、両端に受圧面積差をもつ負荷圧感応弁30を摺動可能に貫通させ、この負荷圧感応弁30を負荷圧に応じてバイパスバルブ23に対して変位させるようにし流量調

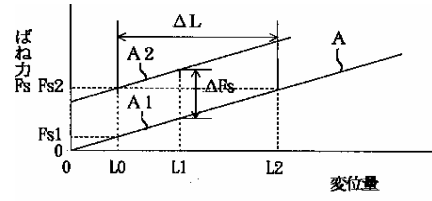
整用ばね32の荷重を変更するようにした。



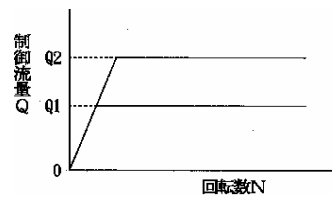
第1図



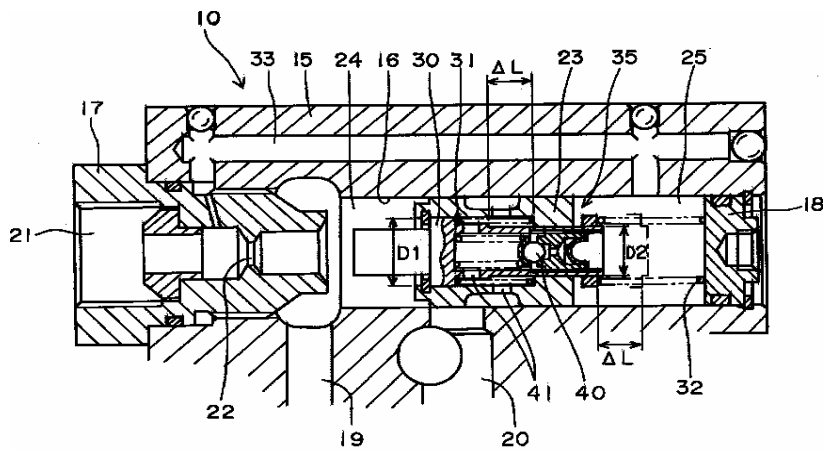
第3図



第4図



第2図

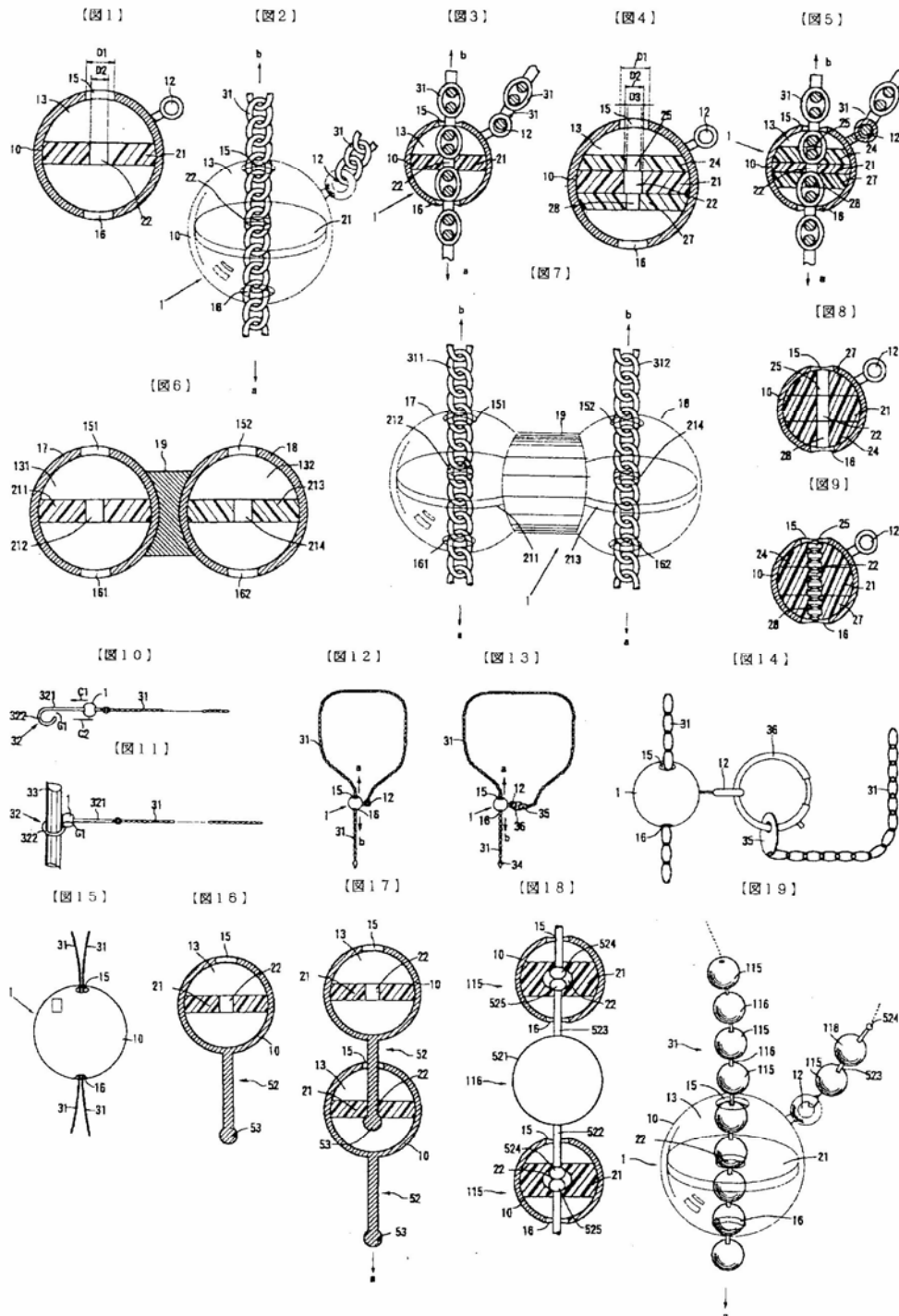


演習問題

第 15-1 講に掲載されている判例を見て特許願書、明細書及び要約を作成せよ。

判例時報 1806号

142



第 17-2 講 実用新案登録出願演習

下記の事例について実用新案登録出願の願書及び明細書を作れ。

		⑬ 日本国特許庁 (JP)		⑩ 実用新案出願公開
	⑫ 公開実用新案公報 (U)			昭56—65851
⑮ Int. Cl. ³	識別記号	庁内整理番号	⑬ 公開	昭和56年(1981)6月2日
B 65 D 51/16		6452—3E		
F 16 K 24/02		7711—3H		
			審査請求	未請求

(全 2 頁)

④油タンク用キャップ

豊田市河合町4丁目33番地の2号

⑮ 出 願 昭54—149071
 ⑯ 出 願 昭54(1979)10月26日
 ⑰ 考 案 者 高橋憲二
 刈谷市新富町2丁目52番地
 ⑱ 考 案 者 澤和美

⑮ 出 願 人 豊田工機株式会社
 刈谷市朝日町1丁目1番地
 ⑯ 出 願 人 トヨタ自動車工業株式会社
 豊田市トヨタ町1番地

⑥ 実用新案登録請求の範囲

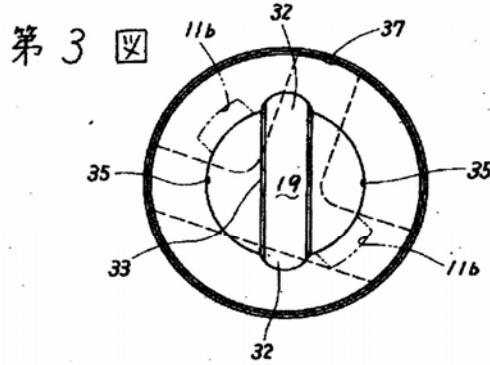
中央部の円板状底板と、この円板状底板の周縁より上方に屈曲させた内筒壁と、この内筒壁の上端を半径方向に屈曲させたフランジ部と、このフランジ部の外周縁を下方に屈曲させた外筒壁を有し、前記内筒壁と外筒壁との間に油タンクの注油口開口端縁に圧着する環状パツキンの取納凹部を形成した内側シエル部材に対し、この内側シエル部材の上部及び外筒壁を覆うように外側シエル部材を被嵌し、前記円板状底板の下面に注油口開口部の係止端縁に係合する半径方向突出片及び油タンク内に垂下されたレベルゲージを一体形成したT字状部材を固着し、前記内側シエル部材の底板と内筒壁との境界隅部に底板に対しはば45度の角度をなして前記半径方向突出片を重ねる位置に通気穴を穿設し、前記内側シエル部材と外側シエル部材との間に通気穴を有する隔壁を有し、

前記内側シエル部材の外筒壁と外側シエル部材の嵌合面間に一端が大気中に開放された通気路を形成してなる油タンク用キャップ。

⑦ 図面の簡単な説明

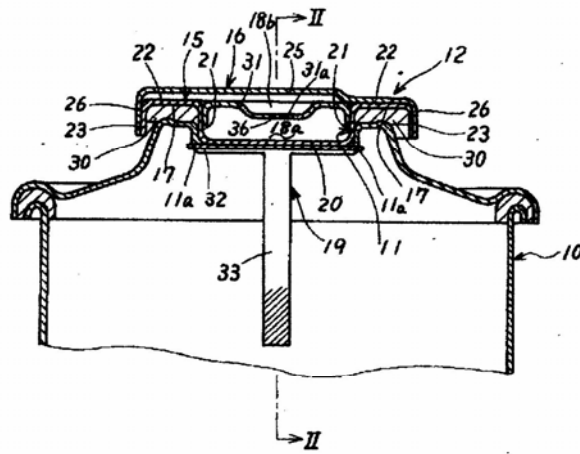
図面は本考案の実施例を示すもので、第1図は油タンクにキャップを取付けた状態での要部縦断面図、第2図は第1図におけるキャップのII-II矢視断面図、第3図は第2図におけるA矢視図である。

10…油タンク、11…注油口、12…キャップ、15…内側シエル部材、16…外側シエル部材、17…環状凹部、18…内室、19…T字状部材、20…底板、21…内筒壁、22…フランジ部、23…外筒壁、25…天板、26…筒状部、30…環状パツキン、31…隔壁、32…半径方向突出片、33…レベルゲージ、35…第1の通気穴、36…第2の通気穴、37…通気路。

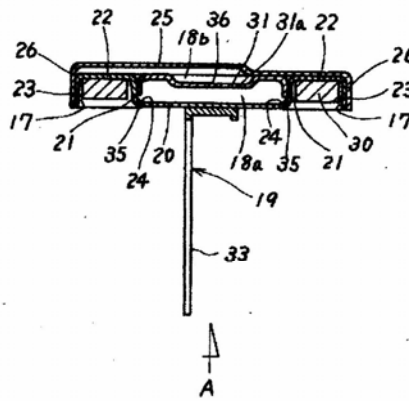


実開 昭56-65851(2)

第1図



第2図



第 17-3 講 意匠権とその登録出願演習

第 1 話 意匠権



意匠権とは何ですか



- 1 意匠法(第 9 講参照)には、意匠(Design)の定義として「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって視覚を通じて美観を起こさせるもの」(意匠法 2 条)とされています。保護の対象となる意匠は、本法第 1 条の目的から見て「創作されたもの」と理解できます。
- 2 意匠の定義中に「技術的思想」という文言はありませんが技術と無関係ではありません。「技」は物事を巧みに行う技であり、「術」は技の芸ですから、意匠(Design)は技術的思想の一部です。著作権も同様です。よってコンピュータグラフィックが特許法と著作権法のどちらでも保護され、また特許、実用新案若しくは意匠の出願が相互に出願変更できる理由です。
- 3 意匠には、組物の意匠、秘密意匠、類似意匠などの特別の制度があります。特許及び実用新案との相違を下表に示します。詳細は第 9 講参照



意匠権制度と特許、実用新案制度との違いはなんですか



- 1 意匠は審美性を追及した物のデザインですから、見て分かること、拡布が早いこと、流行があること、真似られやすいこと等の特徴がありますから、特許、実用新案とは異なる制度があります。その主なものは表 17-3.1.2 の通りです。
- 2 キャラクターグッズに見られるように、意匠権は著作権とも密接な関係があります。第 15 講の判例に見られる通り、意匠権の紛争には著作権法のほかに不正競争防止法が関係します。
- 3 意匠の形状はコンピュータグラフィックで表現され、データ化することが可能ですが、意匠法ではその関係について言及されていません。

表 17-3.1.1 意匠と特許、実用新案との主な相違点

項目	意 匠	特 許	実 用 新 案
保護対象	意匠	発明	考案
登録要件	工業上利用	産業上利用	産業上利用
不登録事由	他人の業務に係る物品と混同を生じるおそれのある意匠	公衆の公序、良俗又は衛生を害するおそれのある発明	公衆の公序、良俗又は衛生を害するおそれのある考案
実体審査	実体審査あり	実体審査あり	実体審査なし
図面の提出	原則として必須	任意	原則として必須
権利存続期間	設定登録日から 15 年	出願日から 20 年	出願日から 6 年
特有の制度	a 関連意匠制度 b 組物の意匠制度 c 秘密意匠制度、 d 部分の意匠に制度 e 補正却下後の新出願制度	1 出願公開制度 2 審査請求制度 3 外国語書面出願制度 4 異議申立制度 5 国内優先制度	1 無審査制度 2 実用新案技術評価制度
特有の審判制度	f 補正却下不服の審判	6 訂正審判 7 延長登録無効審判	
権利の及ぶ範囲	登録意匠及び類似意匠	同一及び均等の発明	同一考案
出願時に費用 (+ 弁理士手数料)	出願手数料(16,000 円)	出願手数料(16,000 円) (+ 弁理士手数料)	出願手数料(14000 円) + 3 年分登録料(24900 円、請求項 1 の場合)
審査請求手数料 (+ 弁理士手数料)	なし	168,600 円 + 4,000 円 × 請求項数 (+ 弁理士手数料)	なし
技術評価書請求 手数料	なし	なし	42000 円 + 1300 円 × 請求項数

第 2 話 意匠登録出願

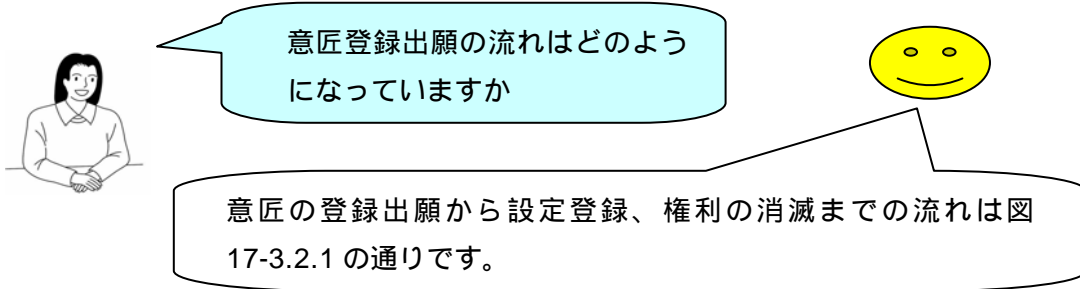
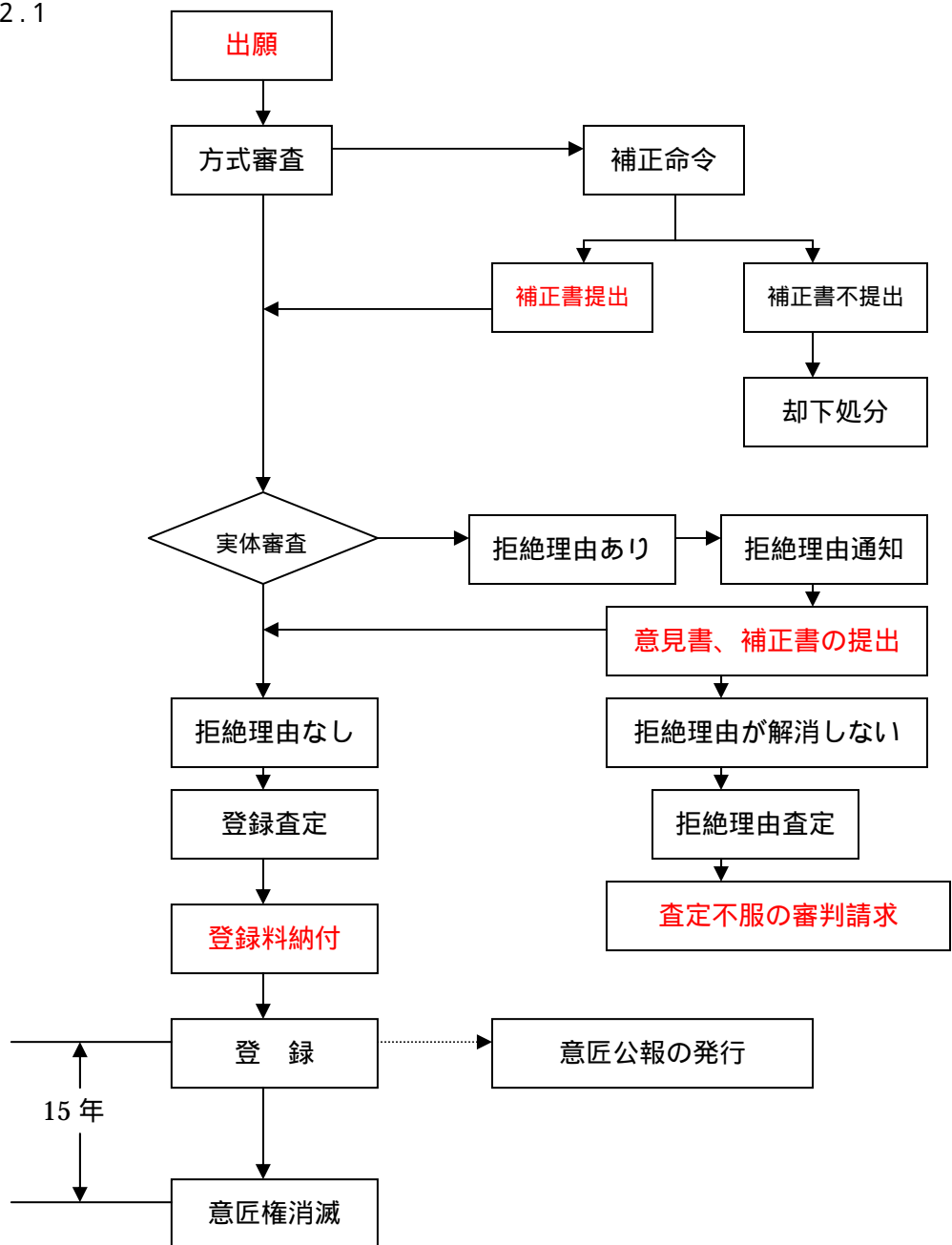


図 17-3.2.1





組物の意匠とは何ですか



- 1 湯飲み急須と、徳利と杯、洋食器セットのように同時に使用される 2 以上の物品であって、政令で定める物品の意匠(組物の意匠)は、形や絵柄に統一があれば、一意匠として出願できます(意匠法 8 条)。
- 2 組物の意匠は個別意匠に出願変更又は分割出願できます。



関連意匠とは何ですか



- 1 例えばあるデザイン花瓶をデザインした場合、そのデザインのモチーフを同一にする花瓶は多数想定されます。その多数のデザインの中から一つの意匠を本意匠とし、残りの意匠を関連意匠とすることができる制度です(意匠法 10 条)。この制度により、本意匠を中心とした群として意匠の保護が図れます。
- 2 関連意匠は個別意匠に出願変更又は分割出願できます。

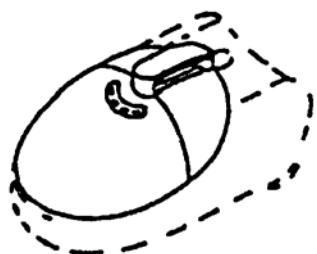


秘密意匠とは何ですか



- 1 意匠は物品のデザインですから衆人の目に触れた段階で不正コピーや権利に抵触するかどうか不明な模造品が出現するのおそれがあります。またデザインの流行も変化しますので、事業化の目処がつくまで意匠を秘密にしたいことがあります。意匠登録に日から 3 年間に限り、期間を指定して登録意匠を秘密にすることを秘密意匠といいます(意匠法 14 条)。この制度により、意匠の事業化計画の保護が図れます。
- 2 秘密意匠は解除できます。権利行使には制限があります。

<部分意匠の例>



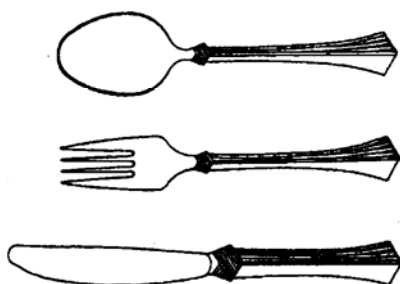
電気掃除機



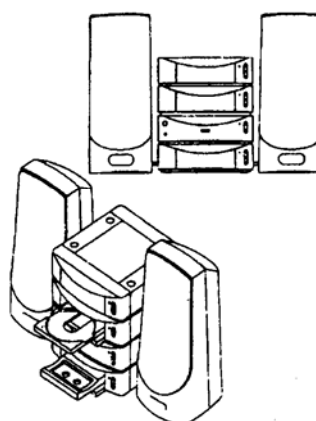
建物用扉の把手

<組物の意匠の例>

一組の食用ナイフ、フォーク
及びスプーンセット



一組のオーディオセット



意匠登録出願演習

下記の例について意匠登録出願の願書及び明細書を作成せよ。

(19)日本国特許庁 (11)登録意匠番号
 (45)平成11年(1999)9月27日発行 (12)意匠公報(S) 1050105
 (52)K7-0

(21)意願 平9-69190 (22)出願 平9(1997)9月25日
 (24)登録 平11(1999)6月18日

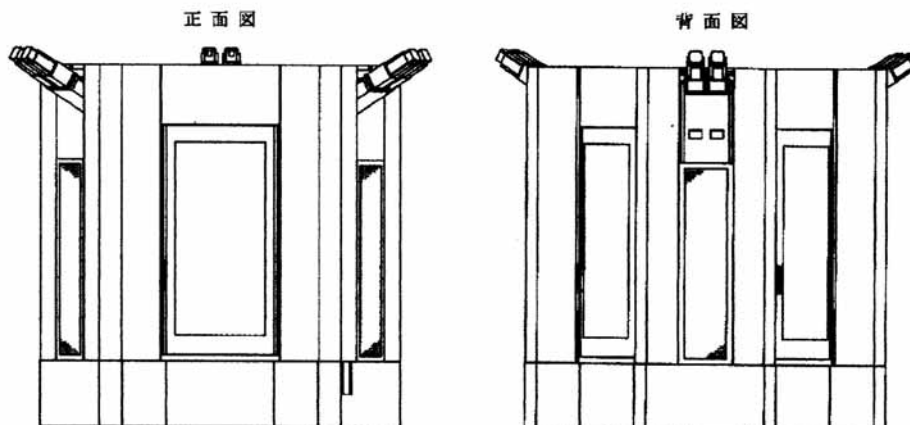
(72)創作者 辻内 敏 雄 愛知県刈谷市朝日町1丁目1番地 豊田工機株式会社内
 (72)創作者 遠山 退 三 愛知県刈谷市朝日町1丁目1番地 豊田工機株式会社内
 (72)創作者 服部 和 也 愛知県刈谷市朝日町1丁目1番地 豊田工機株式会社内
 (72)創作者 大坪 和 義 愛知県刈谷市朝日町1丁目1番地 豊田工機株式会社内
 (73)意匠権者 豊田工機株式会社 愛知県刈谷市朝日町1丁目1番地
 審査官 前畑 さおり

(54)意匠に係る物品 切削加工機

(51)国際意匠分類(参考) 08-05, 15-09, 15-99

(55)説 明 本物品は、略三角形のベッド上にテーブルが載置され、このベッドの各頂点の各々に二本1組の支柱が立設され、支柱の上方部の中央部には基台が各頂点の支柱に支持され、前記基台には各々2つのガイドが前記3組の支柱に向けて放射状に傾斜して支持され、前記6本のガイドにはそれぞれボールネジによりスライドされるロッドがそれぞれ自在継手により接続され、前記各々のロッドの他端は前記基台下方のプレートに自在継手で接続され、このプレートには工具が支持されおり、工具の姿勢ならびに位置を制御して切削加工を行う切削加工機である。前記6本のガイドの各々のボールネジをサーボモータにより個別に作動することにより、前記各6本のロッドを個別に作動させて、前記プレートを左右前後上下に移動させたり、水平面内で揺動させたりして、工具の姿勢ならびに位置を制御する。3辺の各側面にはそれぞれ手前に開くことのできる開閉扉が外側に湾曲して設けられ、この3つの扉が閉められた状態で上方から眺めると扉の外周は単一円の一部を成している。この意匠に係わる物品の大きさは、正面図において縦約2810mm、横約2800mm、奥行約2430mmである。

(56)参考文献 なし。

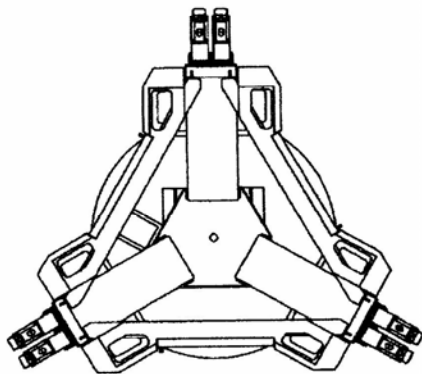


1050105

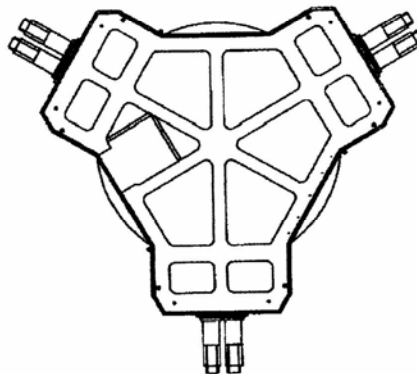
(2)

K7-0

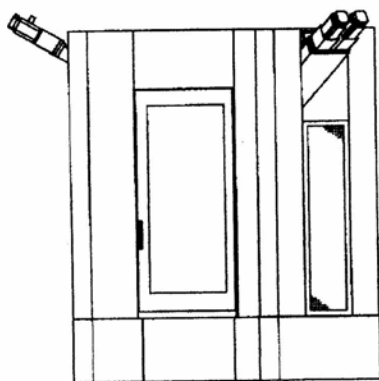
平面図



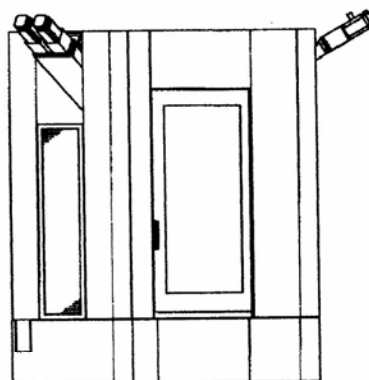
底面図



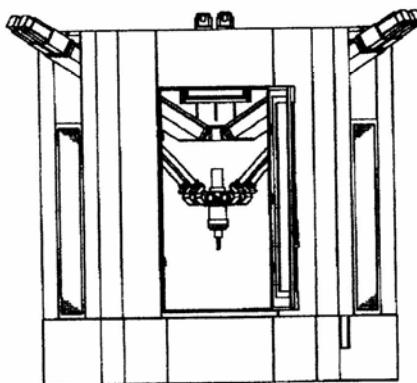
左側面図



右側面図



扉を開けた状態の正面図

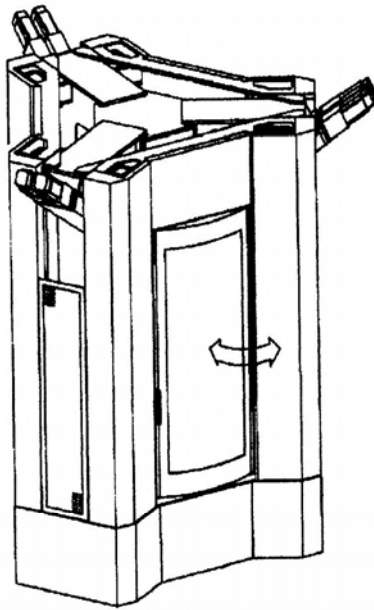


1050105

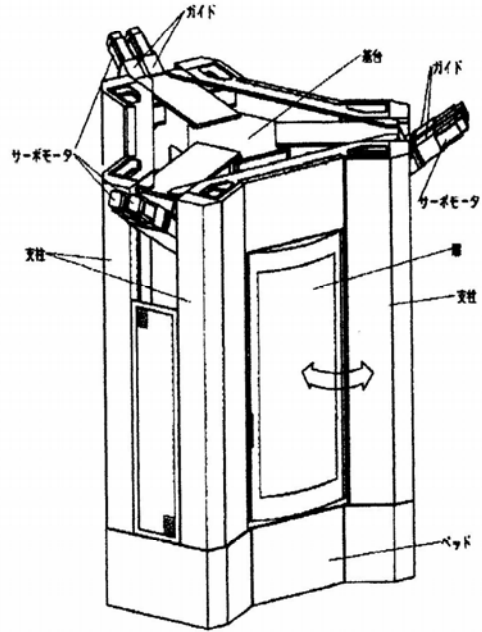
(3)

K7-0

参考斜視図



使用状態を示す参考斜視図



第 17-4 講 商標権とその登録出願演習

第 1 話 商標権



17-4.1.1 商標権とは何ですか



- 1 商標法(第 10 講参照)には、商標(Trade Mark)の定義として、「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(標章)であつて、a .業として商品の生産、証明又は譲渡する者がその商品に使用するもの、b .業として役務(サービス)の提供又は証明する者がそのサービスについて使用するもの」(商標法 2 条)とされています。つまり商品又はサービスに使う標章が商標です。
- 2 標章の使用とは、a .商品や包装に付する行為、b .それを譲渡、引渡し、拡布又は輸入する行為、c .サービスを提供する者が提供物に標章を付する行為、d .サービス提供者の標章を付したものをを用いてサービスを提供する行為、e .その標章を付したサービスを拡布する行為、f .サービスの提供に係る物に標章付する行為、g .商品又はサービスに関する広告、定価表又は取引書類に標章付して展示又は頒布する行為、のことです。
- 3 商標権は標章と指定商品又は指定サービスがセットになった権利であり、指定商品又は指定サービスについて登録商標を排他独占的に使用する権利です。その目的は商標を使用する権利を有する者の業務上の信用の維持と需要者の利益を保護することです。需要者の利益とは商品やサービスの出所の誤認混同及び国旗、紋章、証明印等の公共物に対する誤認混同の防止です。
- 4 商標法特有の制度として、
 - a .商標権は 10 年単位で更新できることと、
 - b .防護標章制度があることと、
 - c .水際措置に加え輸出国における防御措置を可能とすることです。
- 5 わが国の商標法は第 10 講で詳細に説明します。国際条約や協定との関係については、第 4 講及び第 5 講で詳細に説明します。

第2話 商標登録出願

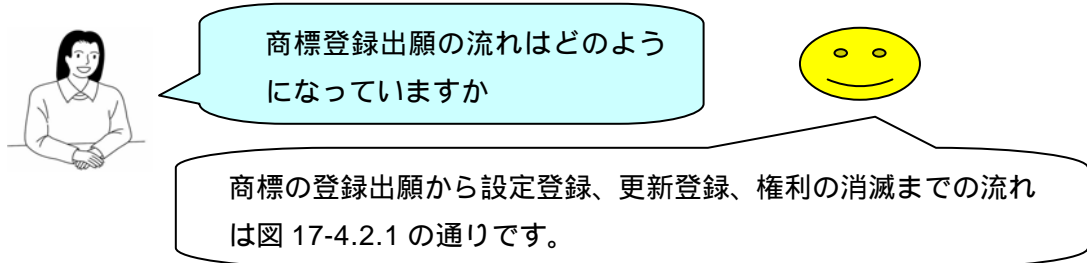


図 17-4.2.1 商標登録出願の流れ

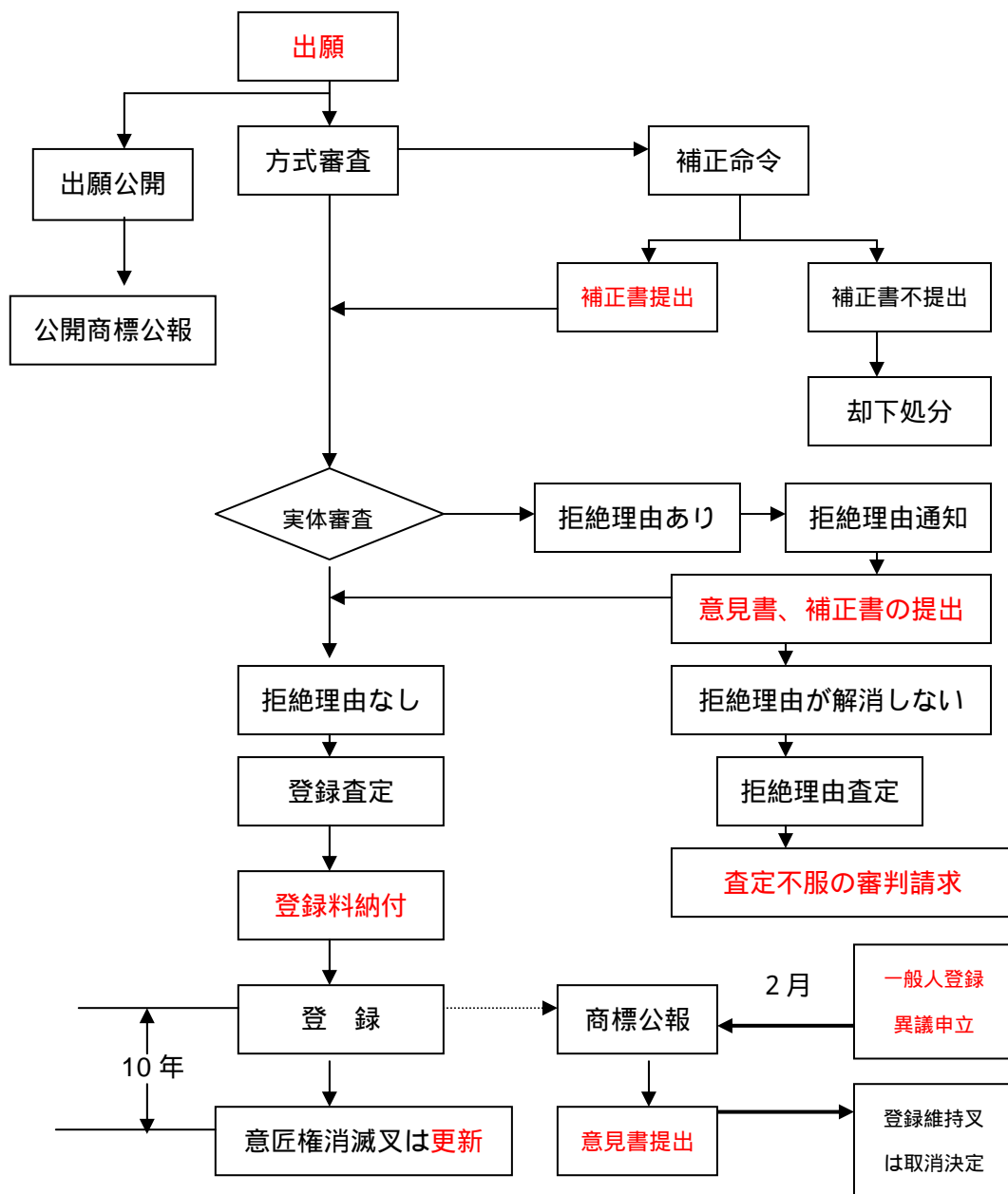


図 17.4.2.2 商標の種類

出典：(社)発明協会制作 工業所有権標準テキスト 特許編

文字商標	図形商標	記号商標	結合商標	立体商標
HONDA SONY	 	 	 	



商標登録出願における注意点は
はなんですか。



- 1 自己の業務に係る商品又は役務に使用する商標は、特別顕著性のない下記の商標(商標法第3条)を除き、商標登録を受けることができます。
 - a. 商品又は役務の普通名称を普通に表示する標章のみからなる商標
 - b. 慣用商標
 - c. その商品の産地又は役務の提供場所等、それぞれの属性(商標法第3条第3項参照)を普通に表示する標章のみからなる商標
 - d. ありふれた氏又は名称を普通に表示する標章のみからなる商標
 - e. 極めて簡単でかつありふれた標章のみからなる商標
 - f. 需要者が何人の業務又は役務かを認識できない商標
- 2 ただし、a. から e. に列挙された商標でも使用による顕著性が生じた商標は登録を受けることができる。
- 3 更に国旗、菊花紋章等の絶対不登録商標(商標法第4条)があります。
- 4 商標登録出願にあたっては、絶対不登録商標でない、特別顕著性のある商標について登録出願します。商標の採用と商標登録出願に際し、先登録商標又は先願の商標の調査が絶対・不可欠に必要です。



不登録商標とはなん
のことですか。



1 自己の業務に係る商品又は役務に使用する商標であっても、絶対に商標登録の対象ならない商標があります。商標法第4条に絶対に登録できない商標(絶対不登録商標)が列記されています。主なものを以下の通りです。

1. 国旗、菊花紋章、勲章、褒賞又は外国の国旗と同一又は類似の商標
2. パリ条約の同盟国、WTOの加盟国等の指定紋章と同一又は類似の商標
3. 国際連合その他の国際機関の指定標章と同一又は類似の商標
4. 白地赤十字の標章又は赤十字、ジュネーブ十字の名称と同一又は類似の商標
5. 日本又はパリ条約等の加盟国若しくは締結国の監督用、証明用の指定の印章又は記号と同一又は類似の商標を、同一又は類似の商品又は役務に使用するもの
6. 公共団体、非営利公益団体等を表示する著名標章と同一又は類似の商標
7. 公序良俗を害するおそれのある商標
8. 他人の肖像、氏名、名称、著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標
9. 政府等が開催する博覧会若しくは特許庁長官が指定する博覧会又は外国政府等が開催する博覧会の賞と同一又は類似の標章を含む商標
10. 他人の著名商標又は類似商標であって、その同一又は類似の商品又は役務に使用するもの
11. 他人の先願登録商標又は類似商標であって、その同一又は類似の指定商品又は指定役務に使用するもの
12. 他人の登録防護商標と同一の商標であって、その防護商標に係る同一の指定商品又は指定役務に使用するもの
13. 商標権が消滅した日から1年を経過しない他人の商標又は類似商標であって、その商標権と同一又は類似の指定商品又は指定役務に使用するもの
14. 種苗法登録品種の登録名称と同一又は類似の商標であって、その種苗又はこれに類似する商品又は役務に試用するもの
15. 他人の業務に係る商品又は役務と混同するおそれのある商標
16. 商品の品質又は役務の質の誤認のおそれのある商標
17. 指定ぶどう酒又は蒸留酒であって、指定地以外では使用が禁止されている商標であって、当該地以外の産地のぶどう酒又は蒸留酒に使用するもの
18. その商品又は包装の機能上不可欠な立体形状からなる商標



特徴のある制度として何がありますか



- 1 団体商標(7条):法定の社団法人若しくは事業共同組合その他特別法により制定された組合又はこれらに相当する外国の法人は、構成員に使用させる商標について団体商標の登録を受けることができます。
- 2 存続期間の更新(19条):商標権の存続期間は商標権者の更新登録申請により繰り返し更新登録することができます。更新登録期間は10年
- 3 商標権の移転に係る混同を防止する表示を請求できます(24条の4)。
- 4 商標権の効力が及ばない範囲として自己の肖像や普通名称等が具体的に列記されています(26条)
- 5 防護標章(第7章):事項で説明します。
- 6 マドリッド協定議定書に基づく特例(第7章の2):商標の国際登録出願を定めています。



防護標章とは何ですか



- 1 防護標章とは著名になった商標を指定商品・指定役務(以下「指定商品等」という)以外の商品等にていても防護する制度です。例えば登録商標「トヨタ」の本業の指定商品は第12類の「乗物」ですが、第5類「薬剤」に防護標章登録されています。需要者においてトヨタ自動車を作ったくすりや誤認混同を起こさせない、商標の名声に傷をつけさせない、商標の価値化を希薄にさせないなど社会の秩序と不正を防止する制度です。
- 2 防護標章の存続期間は10年で繰り返し更新登録することができます。更新登録期間は10年
- 3 防護標章は使用权ではなく禁止権です。禁止権は類似の範囲まで及びません。
他人への使用权の許諾や質権の設定もできません。
基本となる商標権に従って移転し消滅します。ただし分割移転した場合に

17-4.2.7 指定商品・指定役務の区分

商品・役務区分表

(施行令第1条別表)

第1類	工業用、科学用または農業用の化学品
第2類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第3類	洗浄剤及び化粧品
第4類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第5類	薬剤
第6類	卑金属及びその製品
第7類	加工機械、原動機(陸上の乗物用のものを除く。)その他の機械
第8類	手動工具
第9類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用または情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用または電気制御用の機械器具及び電気式または光学式の機械器具
第10類	医療用機械器具及び医療用品
第11類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用または衛生用の装置
第12類	乗物その他移動用の装置
第13類	火器及び火工品
第14類	貴金属、貴金属製品、宝飾品及び時計
第15類	楽器
第16類	紙、紙製品及び事務用品
第17類	電気絶縁用、断熱用または防音用の材料及び材料用のプラスチック
第18類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第19類	金属製でない建築材料
第20類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属さないもの
第21類	家庭用または台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第22類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第23類	織物用の糸
第24類	織物及び家庭用の織物製カバー
第25類	被服及び履物
第26類	裁縫用品
第27類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第28類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第29類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第30類	加工した植物性の食品(他の類に属するものを除く。)及び調味料
第31類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
第32類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第33類	ビールを除くアルコール飲料
第34類	たばこ、喫煙用具及びマッチ
第35類	広告、事業の管理または運営及び事務処理
第36類	金融、保険及び不動産の取引
第37類	建設、設置工事及び修理
第38類	電気通信
第39類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第40類	物品の加工その他の処理
第41類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第42類	科学技術または産業に関する調査研究及び設計、電子計算機またはソフトウェアの設計及び開発並びに法律事務
第43類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第44類	医療、動物の治療、人または動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸または林業に係る役務
第45類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務(他の類に属するものを除く。)及び警備

商標登録出願演習

下記の例について意匠登録出願の願書と明細書を作成せよ。

日本国特許庁

商 標 公 報

第 9 類

商標出願
公 告 昭46-63747

公 告 昭 46.12. 7

商 願 昭 45 - 59164

出 願 昭 45. 6. 8

連合商標 578263,726599

出願人 株式会社リコー

東京都大田区中馬込1の3の6

指定商品 9 産業機械器具、動力機械器具（電動機を除く）風水力機械器具、事務用機械器具（電子応用機械器具に属するものを除く）その他の機械器具で他の類に属しないもの、これらの部品及び附属品（他の類に属するものを除く）
機械要素

RECOMAC

商標出願
公 告 昭46-63748

公 告 昭 46.12. 7

商 願 昭 45 - 59180

出 願 昭 45. 6.10

出願人 ファエマ・エス・ビー・エイ

イタリー国ミラノヴァイアジー・ヴェンチ
ユラ15

代理人 弁理士 斉藤秀守 外1名

指定商品 9 産業機械器具、動力機械器具（電動機を除く）風水力機械器具、事務用機械器具（電子応用機械器具に属するものを除く）その他の機械器具で他の類に属しないもの、これらの部品及び附属品（他の類に属するものを除く）
機械要素

F A E M I N O

商標出願
公 告 昭46-63749

公 告 昭 46.12. 7

商 願 昭 45 - 59633

出 願 昭 45. 6. 9

連合商標 792264,792265

連合商標 43 - 66494,66493 , 44 - 23622,
84988

出願人 豊田工業株式会社

刈谷市朝日町1の1

指定商品 9 軸受け



商標出願
公 告 昭46-63750

公 告 昭 46.12. 7

商 願 昭 45 - 59655

出 願 昭 45. 6. 9

出願人 キャノン株式会社

東京都大田区下丸子3の30の2

代理人 弁理士 丸島儀一

指定商品 9 産業機械器具、動力機械器具（電動機を除く）風水力機械器具、事務用機械器具（電子応用機械器具に属するものを除く）その他の機械器具で他の類に属しないもの、これらの部品及び附属品（他の類に属するものを除く）
機械要素

POCKETRONIC

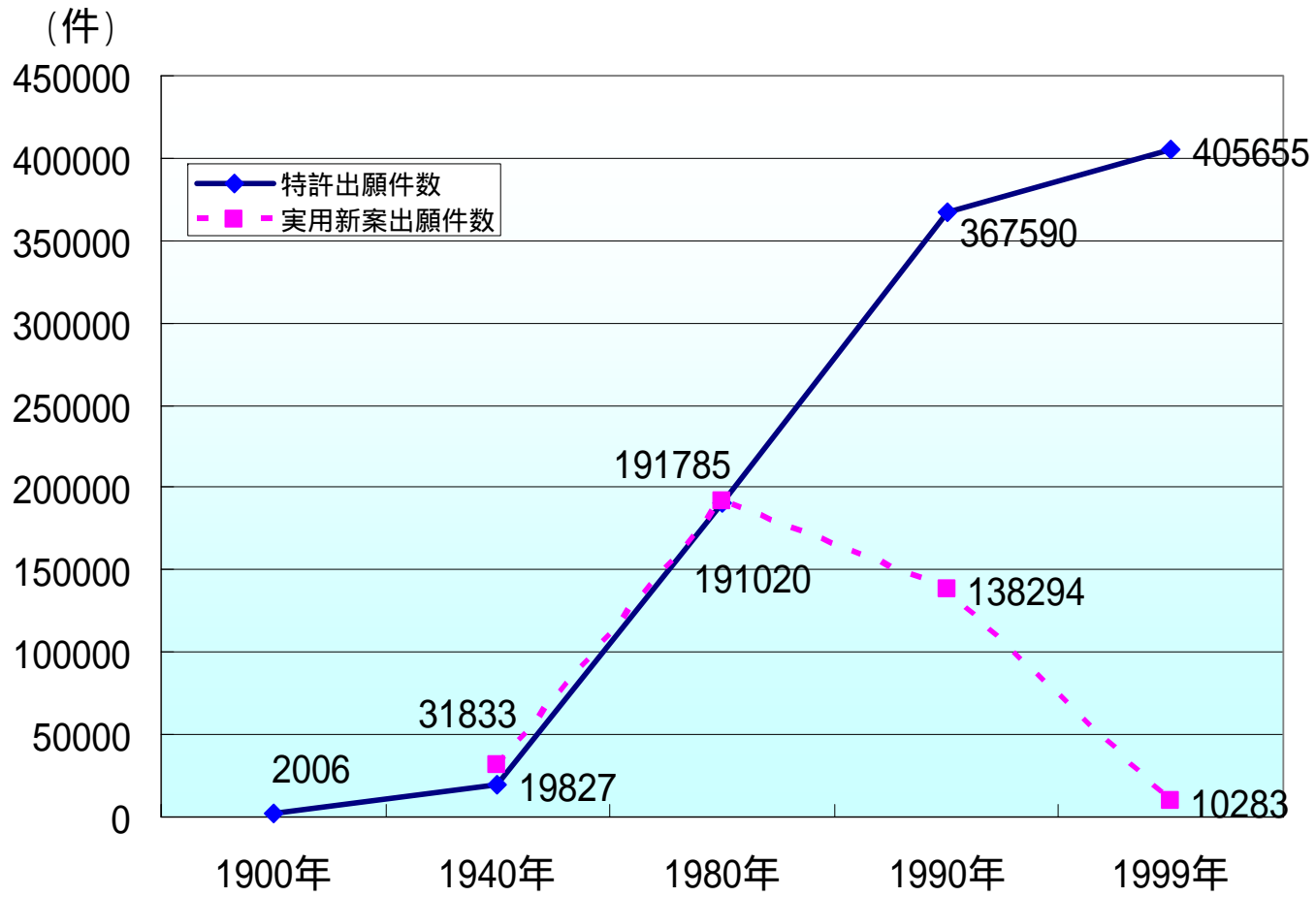
68

特許行政の現状(改正法版)

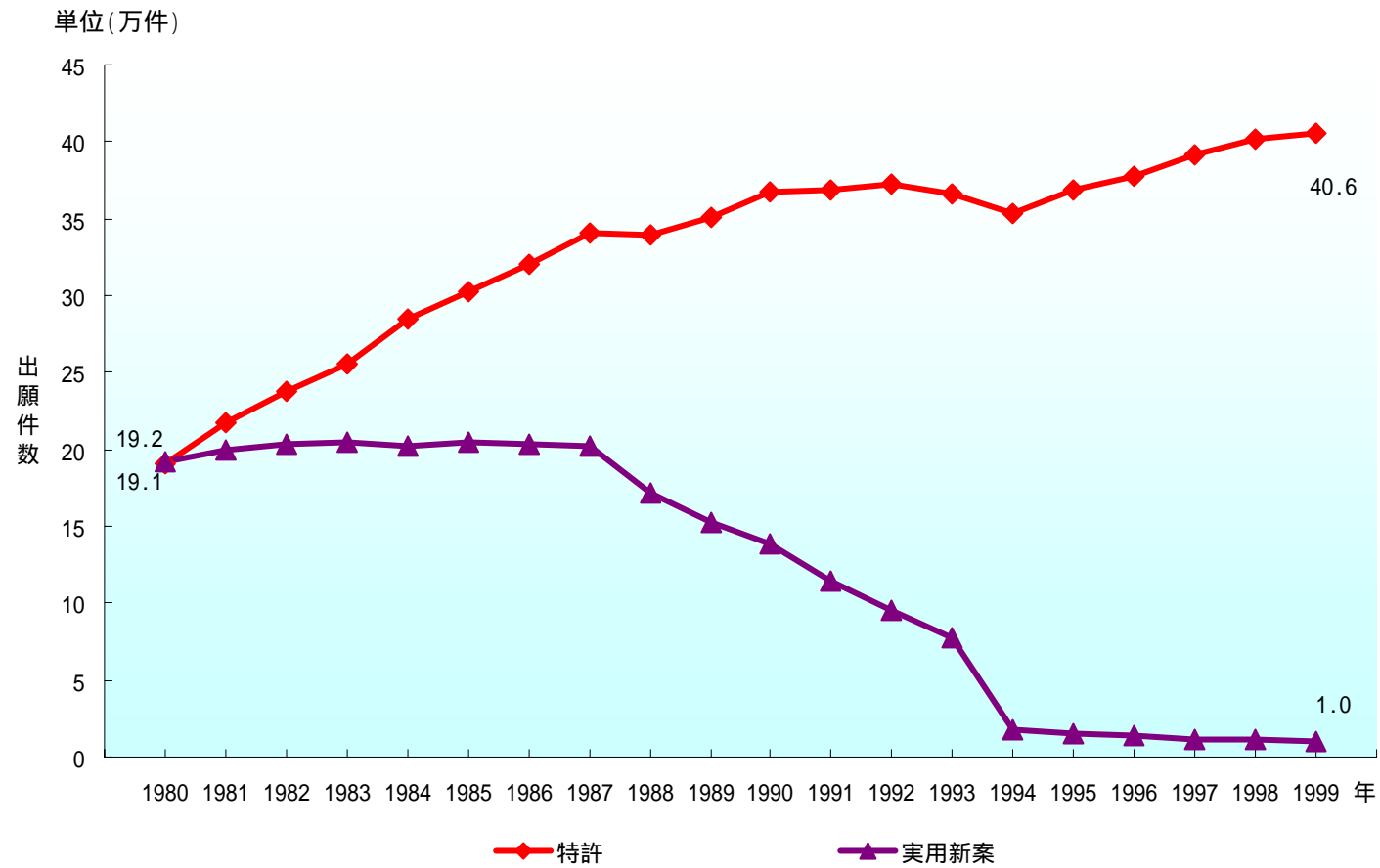
(スライドの一部を加除し、注記した)

技術移転と特許流通促進施策

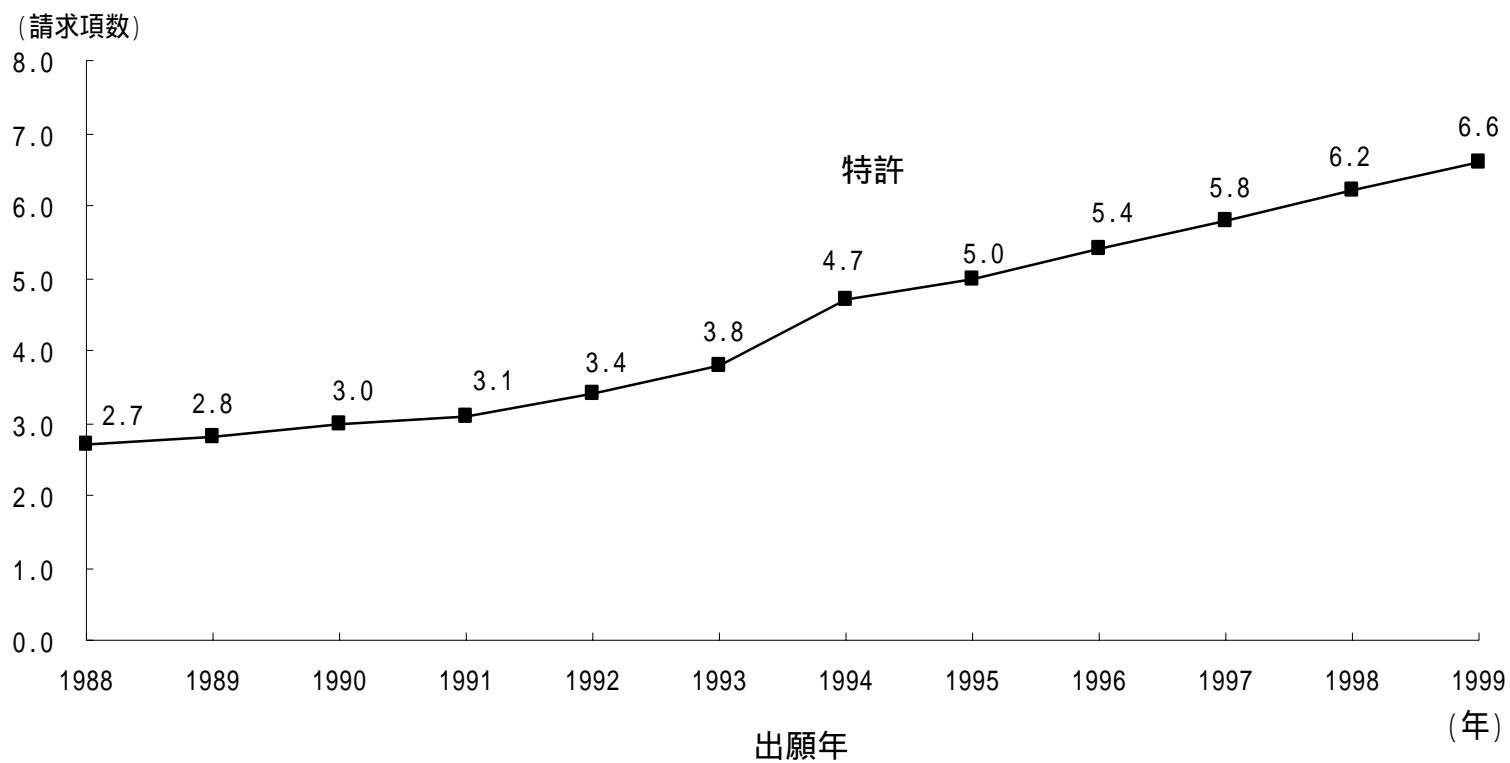
日本の特許・実用新案の出願動向

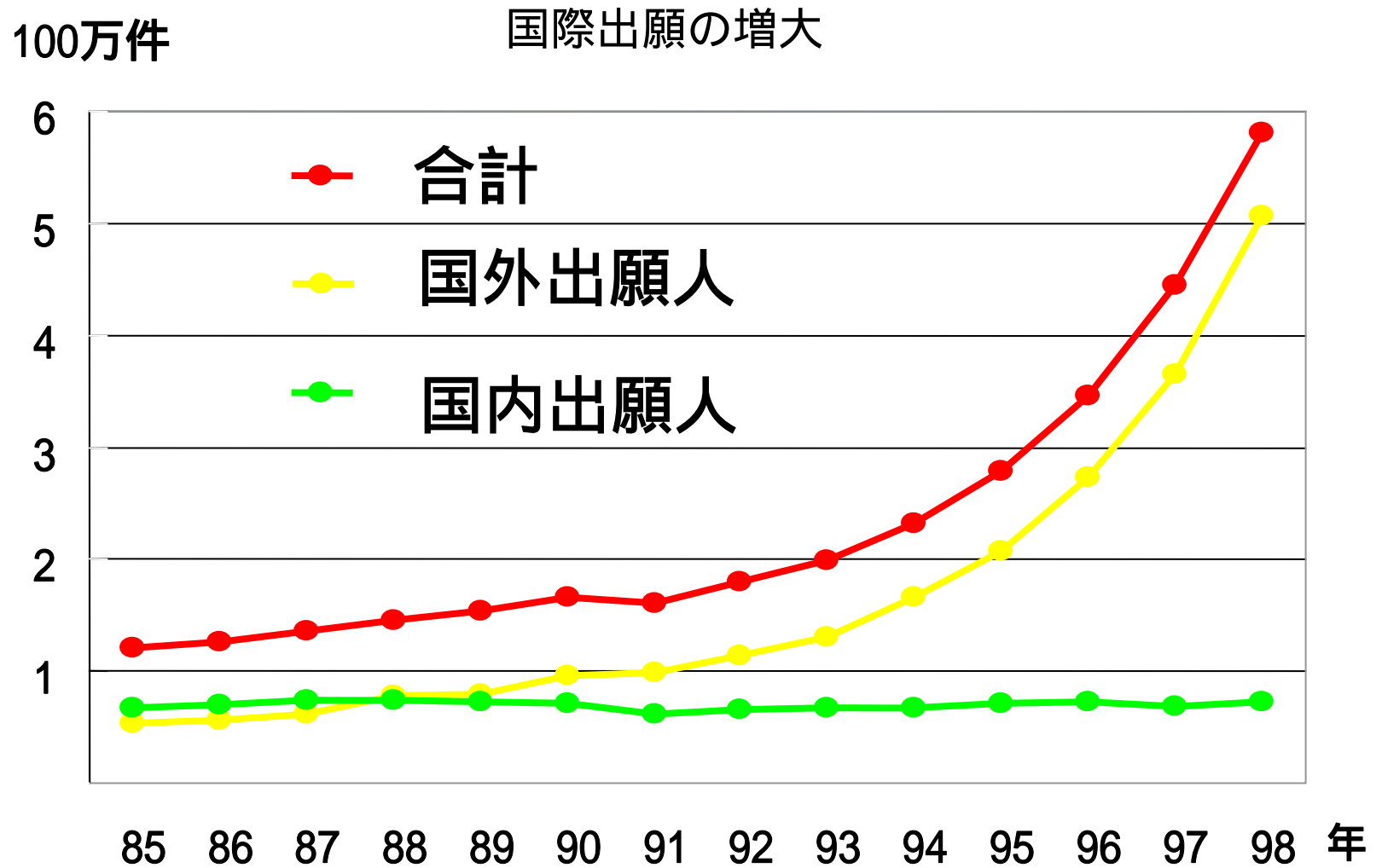


近年の出願動向（特許と実用新案）



一出願あたりの平均請求項数の推移 (日本)





資料: WIPO工業所有権統計'98

- 拡大する世界経済の発展に対応して、世界の特許出願は急速に増加して来ました。
- 先ず注目すべき事実は、合計出願数の急速な増加にもかかわらず、国内出願人による特許出願数は、約70万から80万件と1980年代から変化がないことです。
- 次に、1990年代初頭から外国出願人による特許出願数が急速に増加していることも注目すべきことです。事実、このような外国出願人の特許出願数は7年間で5倍に、すなわち、1991年に100万件程度であったものが、1998年には500万件にも上っています。
- この外国出願人による出願数は、パリルート出願とともに、PCTルート出願の指定国を含んでいます。PCTルート出願の指定国数は、各国で国内段階に移行した出願の数を直接表したものではありませんが、ともかく、この急増には注目する必要があります。

世界の特許出願状況 (同一出願が多数の国に重複して出願される)

国内のみに
行われる出願

550,000

Domestic

外国出願の
基となる国内出願

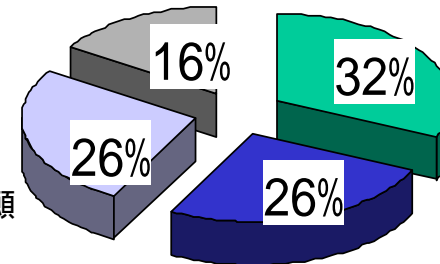
178,000



日本からの出願

その他

アメリカからの出願



欧州特許条約(EPC)加盟国からの出願

外国出願件数 : 507万件 (28.5倍)

総件数 580万件

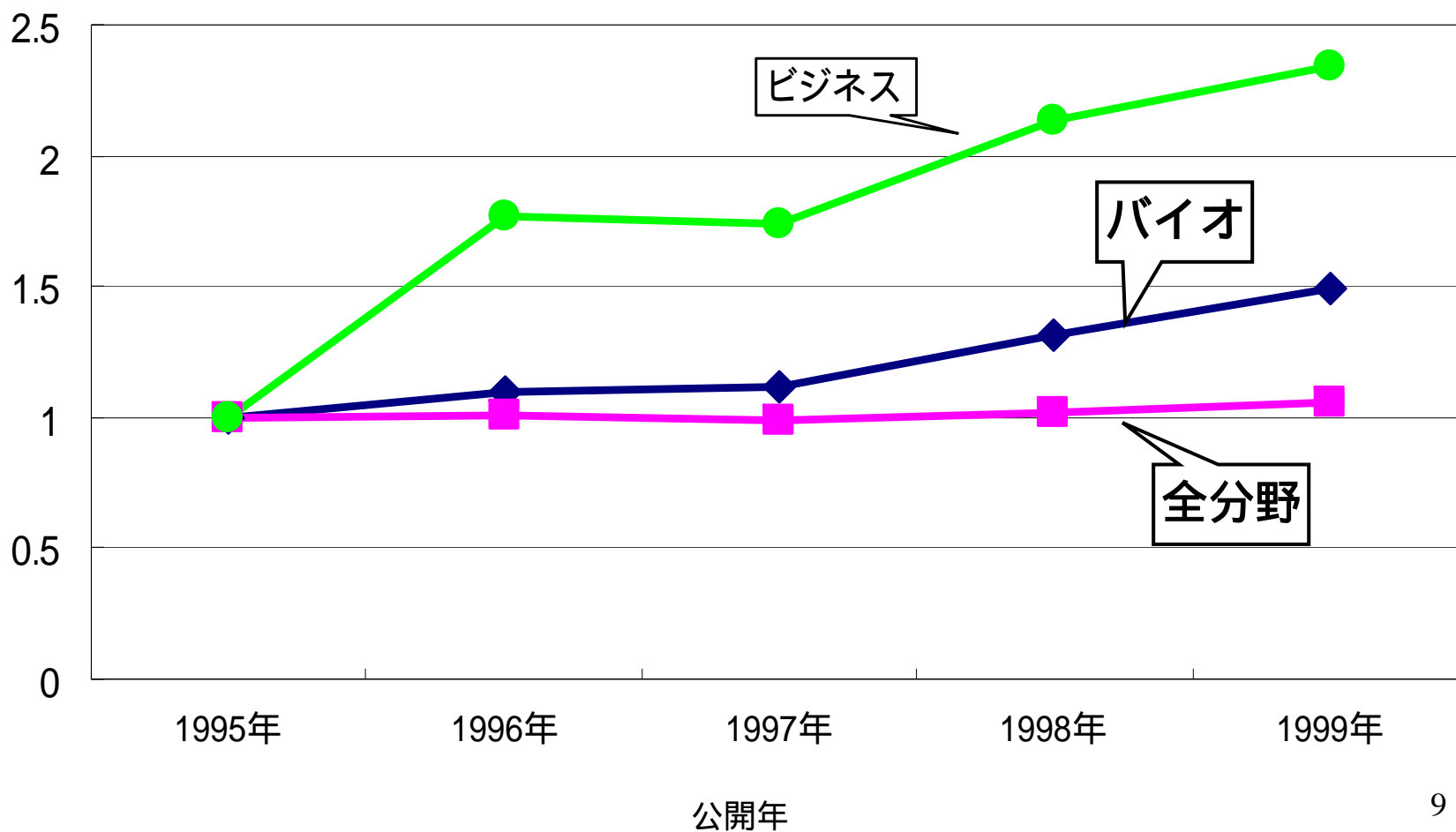
() 欧州特許条約(EPC)加盟国
アイルランド、英、伊、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、
デンマーク、独、仏、フィンランド、ベルギー、ポーランド、ルクセンブルク、スイス、
リヒテンシュタイン、モナコ、キプロス、トルコの20ヶ国

WIPO工業所有権統計'98
を参考に算出

-
- 別の興味深い統計に基づいてさらに具体的に検討しましょう。1998年のWIPO発表の統計を分析すると次のようになります。
 - 始めに、各国の国内に留まる出願（純粹国内出願Pure domestic applications）は、全体で約55万件です。これに対して、全世界で国境を超えて出願される出願の総数（国際的出願internationally-filed applications）は約507万件にも達します。
 - 注目すべきは、わずか17万8000件の元となる出願（国際的出願の基礎となる国内出願internationally-oriented domestic applications）がこれらの500万件強の国際的出願の基になっているという事実です。
 - そして、17万8000件の国際的出願の基礎となる国内出願の内訳は、USPTO originが32%、EPC member-states originが26%、日本 originが26%となっております。
 - 図には示していませんが、17万8000件の国際的出願の基礎となる国内出願のうち、約7万件の基礎となる国内出願が、約400万件のPCT指定国数に相当しています。（基礎となる国内出願1件につき、約57の国が指定されていることとなります。）また、約11万件の基礎となる国内出願が、約107万件のパリルート第2国出願に相当しています。（基礎となる国内出願1件につき、約10の第2国出願が出願されていることとなります。）

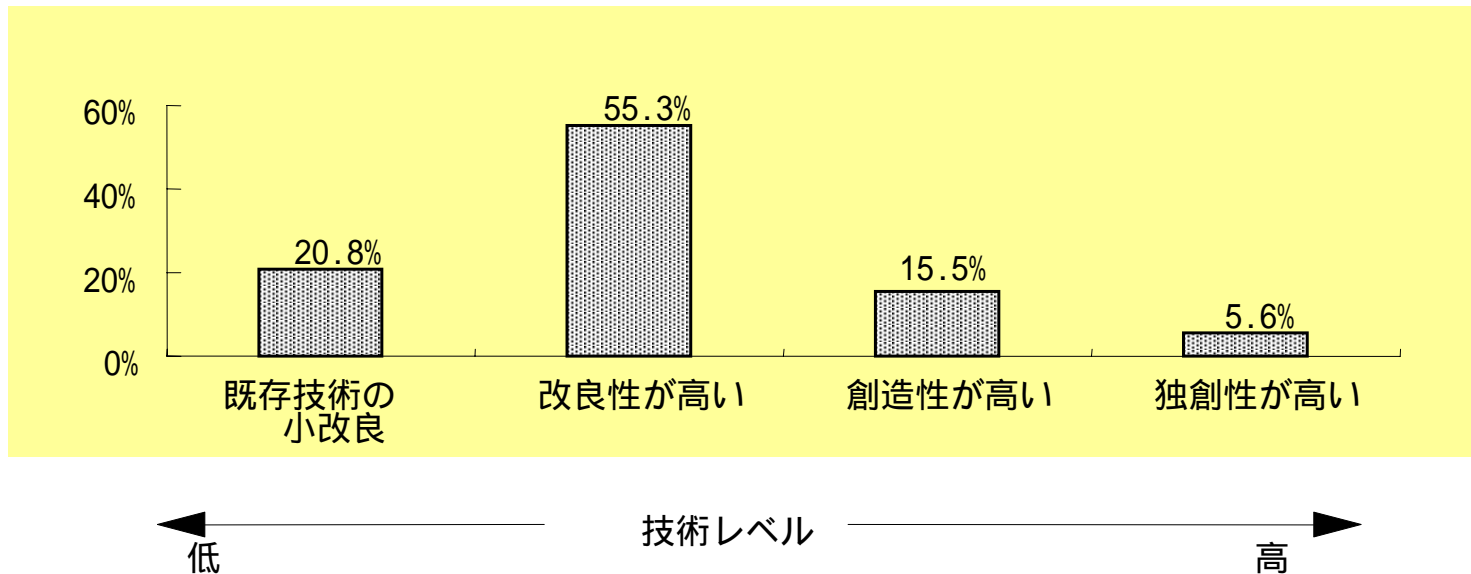
日本における先端分野の特許出願の推移

伸び率：1995年を1とした場合の推移



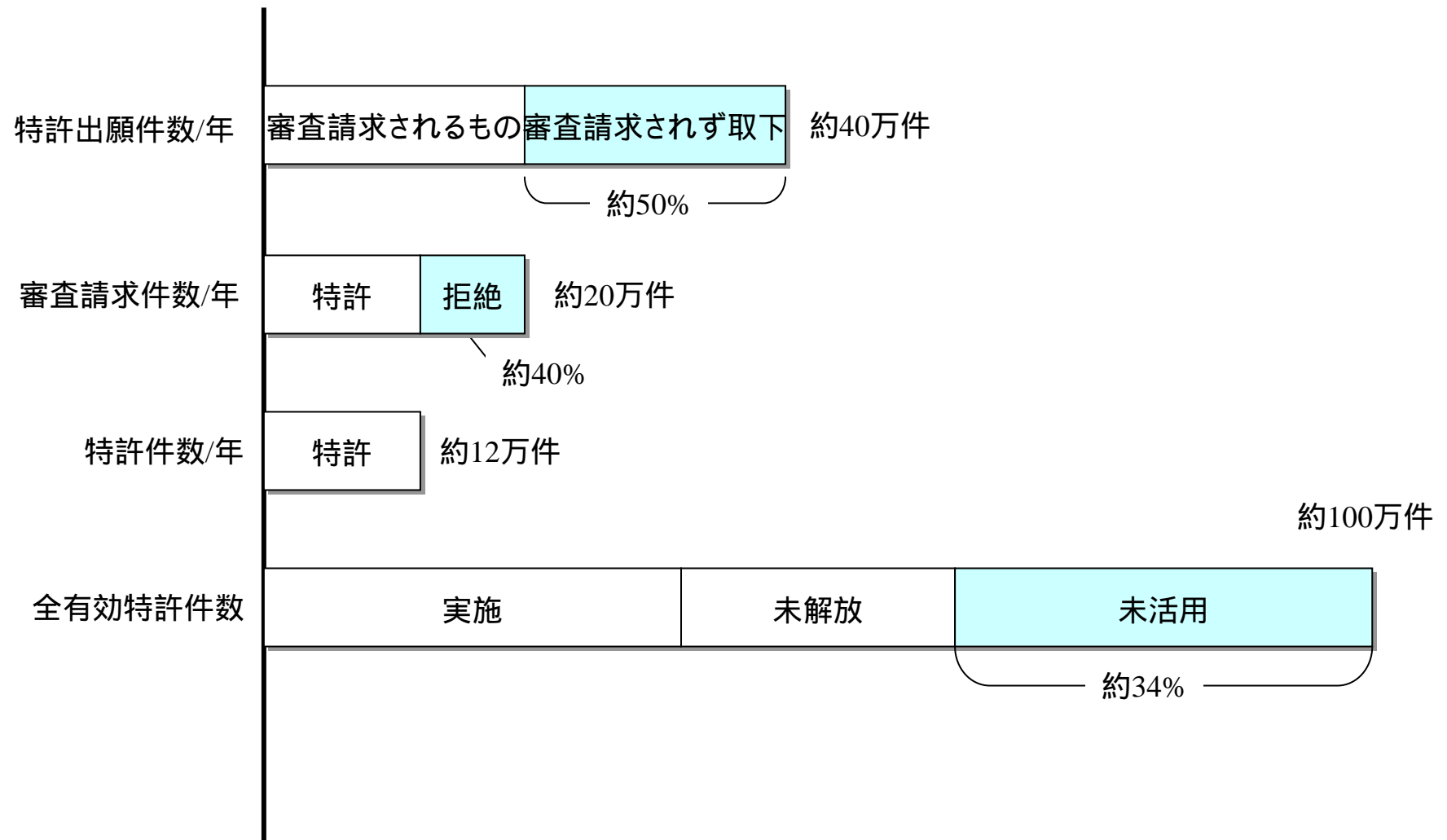
日本企業の技術レベル評価と必要としている技術

国内では、改良特許が7割以上を占めている。

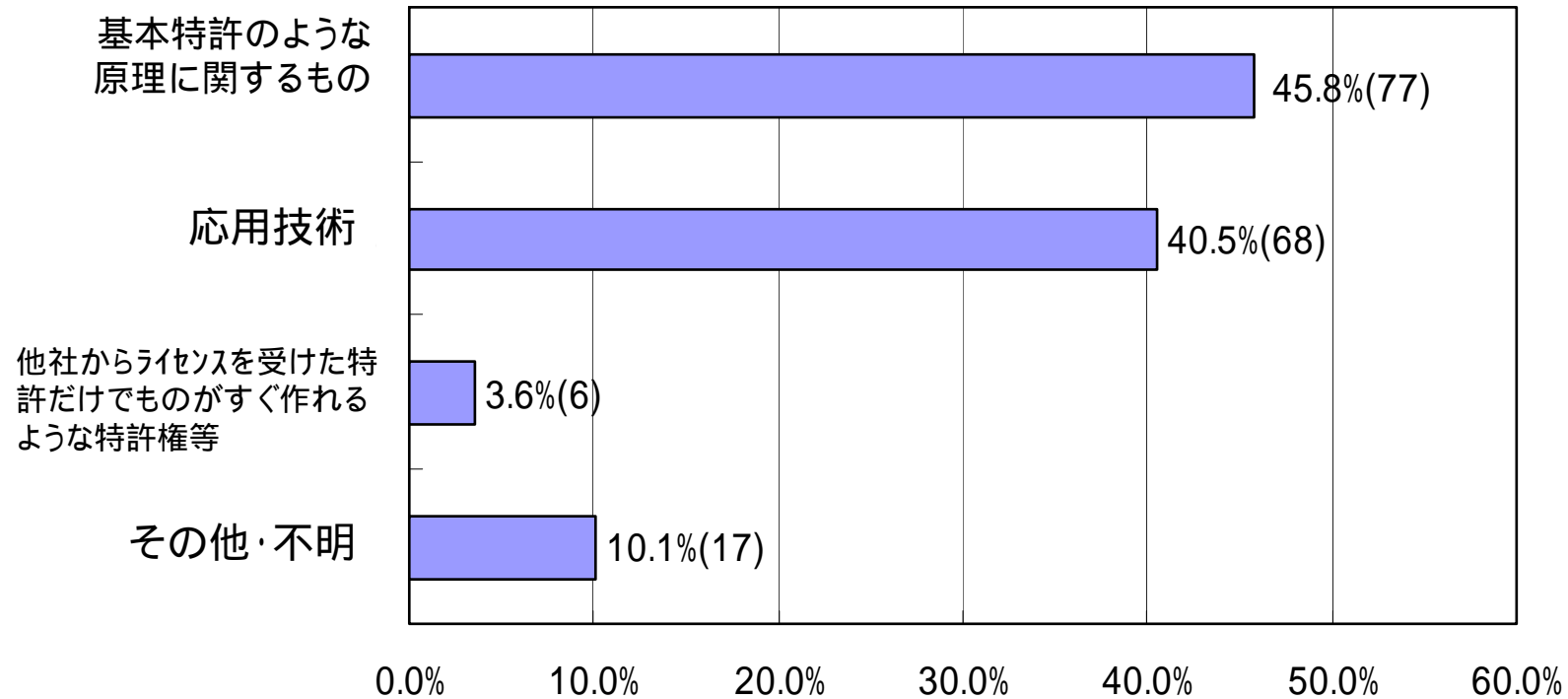


資料：(財)日本テクノマート「未利用特許情報実態調査報告」(平成8年)

日本の特許出願構造及び特許活用構造の現状



日本の大企業が最も必要としている技術の性格




()は回答数 N=168

出典：(財)日本テクノマート

「特許流通施策のフォローアップ調査」報告書(平成12年3月)

キャッチアップ型からフロンティア型
 << 成長パターンにより技術の産業化、知的財産権の保護が変わる >>

	キャッチアップ型		フロンティア型
基本技術	欧米から導入が主体		独創性が必要
産業化	需要や製品イメージが明確		需要や製品イメージが不明確
開発リスク	一般的に小		大
開発マインド	横並び意識		独創性、得意分野開発
知的財産権	改良発明の保護重視		基本発明の保護重視

資料：知的財産研究所「今後の産業発展における知的財産政策のあり方に関する調査研究」
 （平成7年）より特許庁作成

画期的製品の発明、新製品化、商品化

	米国	欧州	日本
発明	29	11	0
新製品化	30	6	2
商品化	17	3	24

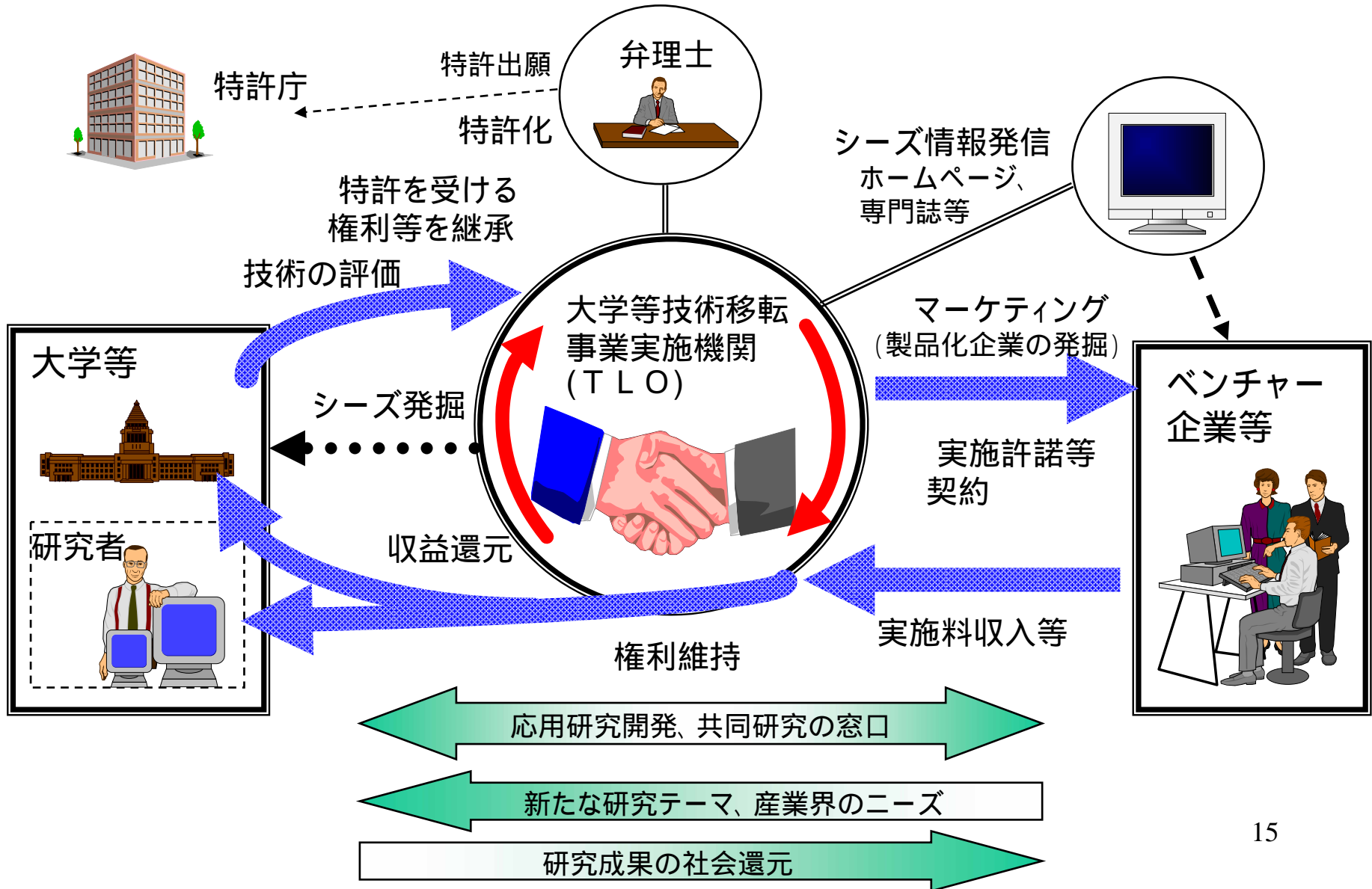
調査対象品目（全38品目）

先端複合材	デジタル時計	マイクロプロセッサ	AV機器
電気自動車用バッテリー	メモリ半導体DRAM	軍用レーダ	コピー機器
アンチスキッドブレーキ	医薬品	ノートブック・コンピュータ	デスクトップ・コンピュータ
自動焦点カメラ	ファクシミリ	数値制御工作機	半導体検査装置
自動車	光ファイバ	ロケット推進技術	ジェットエンジン
バイオテクノロジー	液晶ディスプレイ	ロボット	医療用画像診断装置
民間ジェット機	ファジロジック 応用技術	半導体レーザ	TQM (TQC)
通信機器	卓上計算機	ソフトウェア	ビデオレコーダ
CDプレーヤー	高温超伝導体	スーパーコンピュータ	
CAD	半導体製造装置	テレビ受像機	

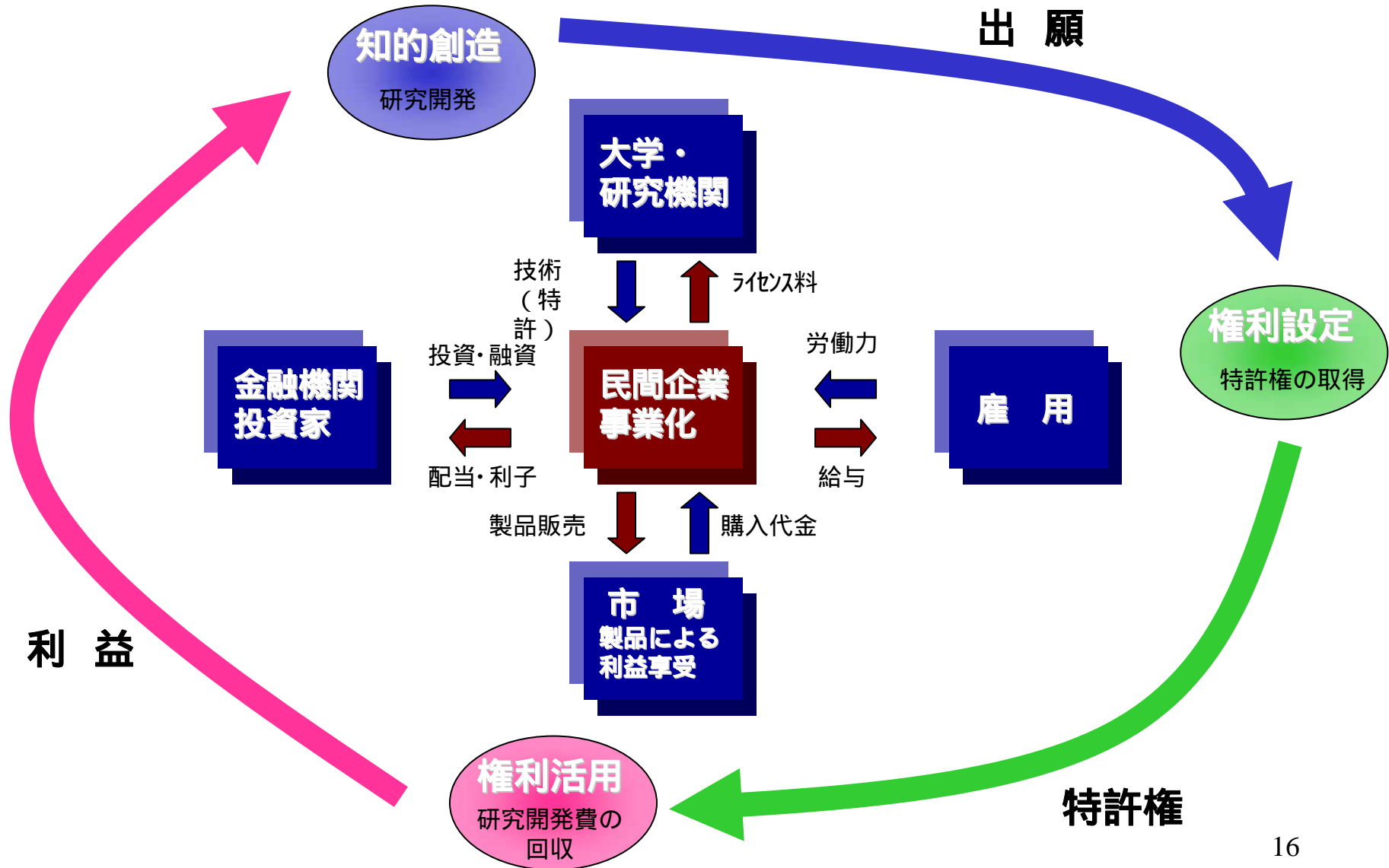
は日本で新製品化されたもの

出所：米国商務省（DOC）

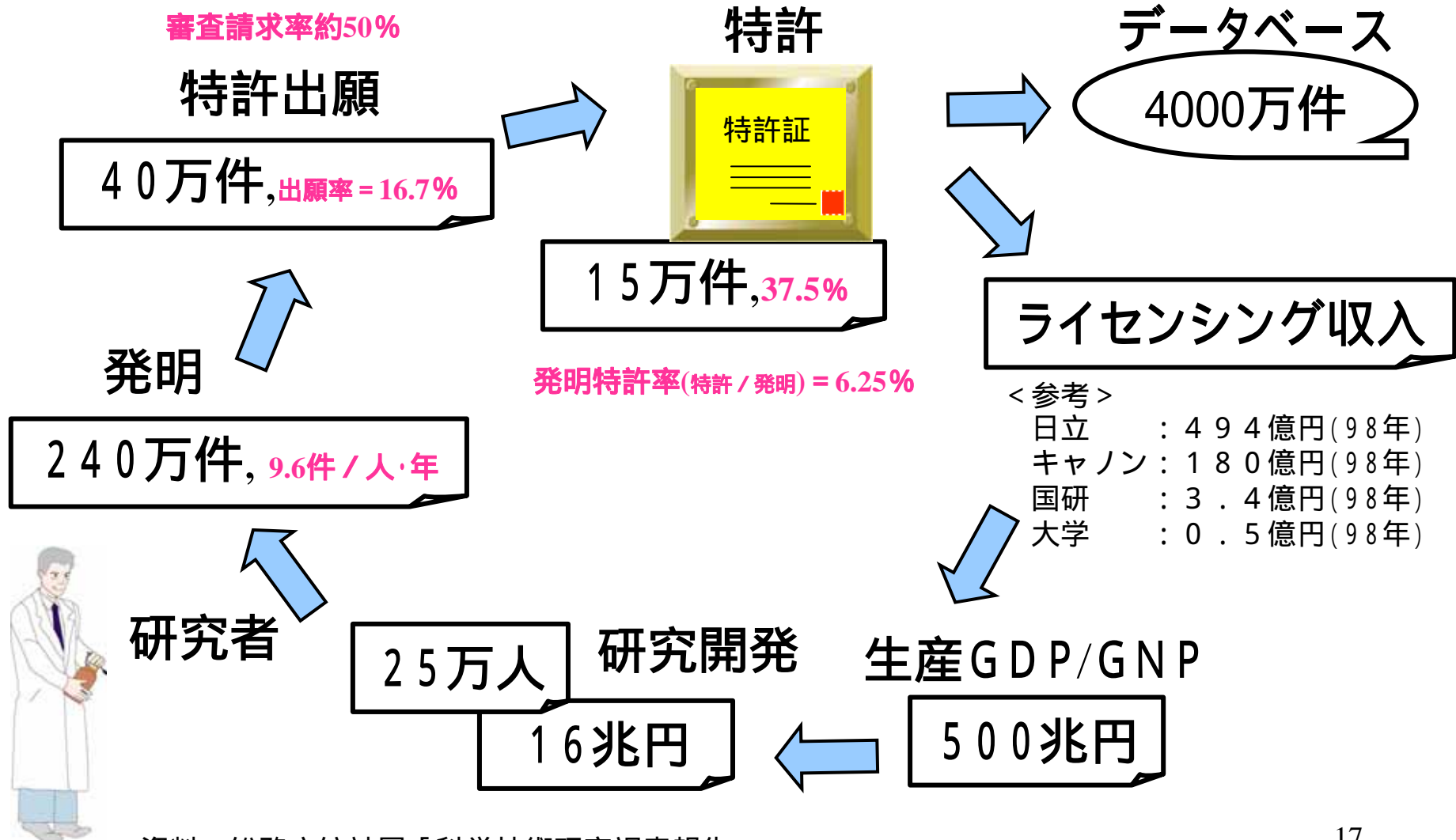
大学等技術移転機関 (T L O) の機能



知的創造サイクルと技術移転による新規事業の創出



研究 - 発明 - 特許の循環サイクル：その規模



資料：総務庁統計局「科学技術研究調査報告」

大学等技術移転促進法（TLO法）について

1. 大学技術移転促進法(TLO法)の目的

大学等から生じた研究成果の産業界への移転を促進し、産業技術の向上及び新規産業の創出を図るとともに大学等における研究活動の活性化を図る。

2. 特定大学技術移転事業(TLO事業)の内容

大学における企業化しうる研究成果の発掘・評価・選別
研究成果に関する特許権等の取得・維持・保全
研究成果に関する技術情報の提供
特許権等に関する企業への移転等(ライセンスング)
企業への移転等によって得た収入の配分
(相当割合を更なる研究費として大学、研究室等へも還流)

3. 実施計画の承認

特定大学技術移転事業(TLO事業)計画が、実施指針に照らして適切で確実に実施される見込みである場合には、通商産業大臣及び文部大臣はその事業計画を承認し、その事業を行うTLO(承認TLO)に対し支援を行います。

これまでの取り組み (1 / 2)

1998年 8月施行

大学等技術移転促進法

助成金の交付

承認計画に係る事業に対し、産業基盤整備基金から助成金を交付
助成率は 2 / 3、1 年に一箇所当たり 3,000 万円が上限

債務保証 産業基盤整備基金からの債務保証

1999年 10月施行

産業活力再生特別措置法

承認 T L O の特許出願に対する特許料等の減免

特許料 (年金 1 ~ 3 年間) 及び審査請求料について、2 分の 1 に減額。 (T L O が特定大学技術移転事業を行う際に納付すべきもの)

2000年 4月施行

産業技術力強化法

T L O の国有財産 (大学キャンパス) の無償使用措置

T L O が国立大学内での技術移転活動を行いやすくするための措置。

これまでの取り組み（2/2）

- ・ **技術移転の専門家（特許流通アドバイザー）の派遣**

承認TLOに対し、技術移転の専門家である「特許流通アドバイザー」を派遣（15TLOに25人を派遣中）

- ・ **国立大学教官等のTLO役員兼業の規制緩和**

国立大学教官等が承認TLOの役員を兼業することが認められる

- ・ **承認TLOからの技術移転先に対する支援措置**

承認TLOによって、大学等の研究成果が移転された中小企業に対して、
中小企業投資育成(株)による出資の特例措置（資本金3億円以上の会社に対しても出資）

料金と減免措置

- 審査料 $84,300円 + 2,000円 \times n$ (n : 約6.6)
- 出願料 21,000円(改正出願料: 16,000円)
(改正審査料: $168,600円 + 4,000円 \times n$ 約2倍)
- 登録料 $13,000円 + 1,100円 \times n$
(改正登録料: $2,600円 + 200円 \times n$ 約1/5)
- 異議申立料: $8,000円 + 1,000円 \times n$
(無効審判請求料: $49,500円 + 5,500円 \times n$)
(無効審判と異議申立との差額: $41,500円 + 4,500円 \times n$ 約5.9倍)

•研究開発型中小企業
•資力に乏しい法人
•大学等

•審査料 半額
•登録料 初3年分を3年間猶予

料金改定の効果 (細川学私見)

- 1 . 特許出願が原状維持の場合に於ける「特許出願料 + 審査請求料」の特許庁の増収：約370億円
(出願件数；40万、審査請求件数；20万、請求項数；6.6)
- 2 . 審査請求のみ半減の場合の増収：約175億円
- 3 . 異議制度の廃止による国民の負担増：約5.9倍
 - ・異議申立；約14,600円(請求項数；6.6)
 - ・無効審判；約85,800円 (請求項数；6.6)
- 4 . 出願件数の将来予測：日本人の外国出願のベース件数；約6万件、外国人の日本出願；約3万件から想定すると、特許出願；20万件、審査請求；15万件程度であろう。

産業技術力強化法（措置の概要）

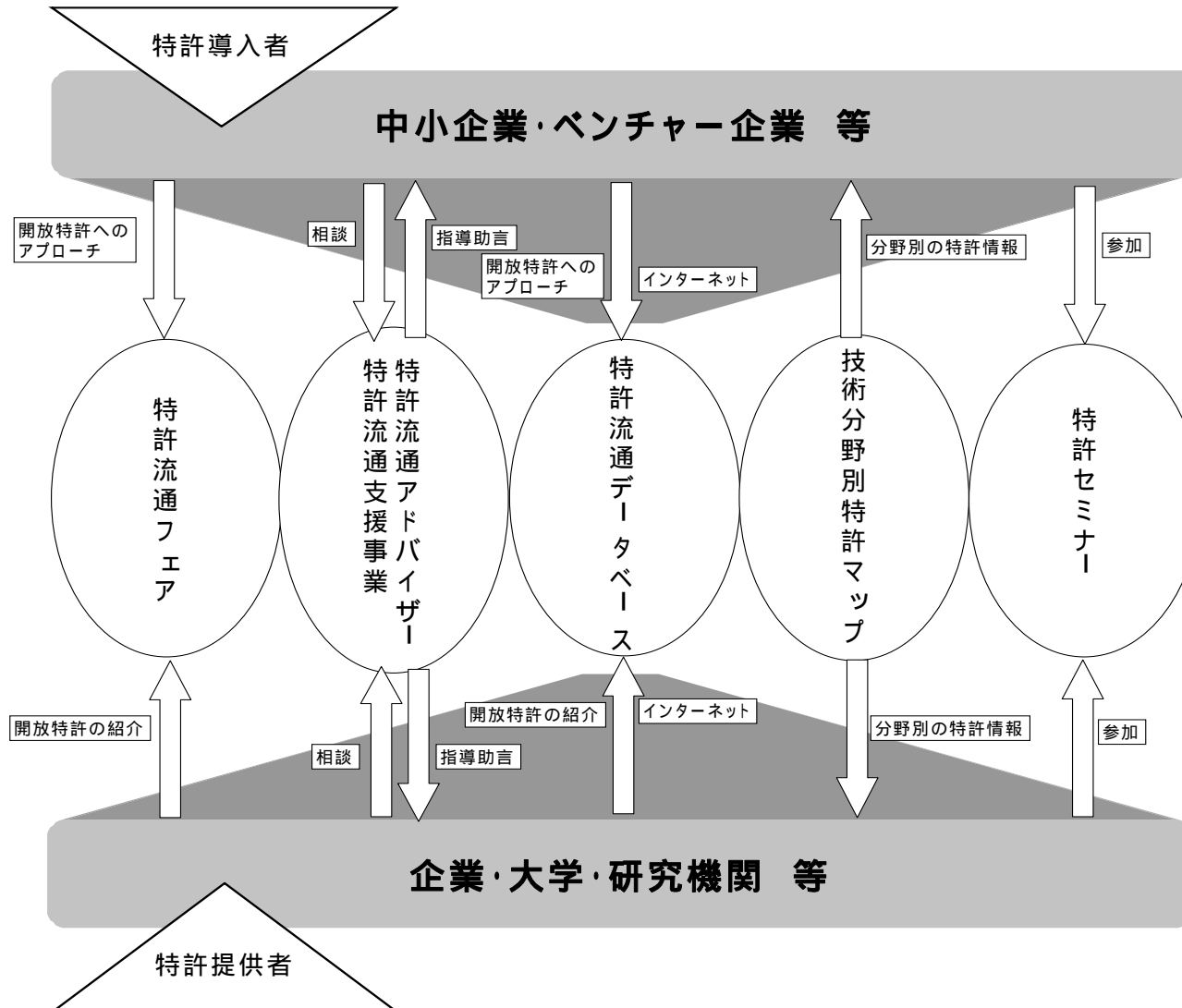
- （ 1 ） 大学の研究活動の活性化のための環境整備
 - 民間から国立大学への資金受入れ円滑化措置
 - 産学連携のための大学教官への研究助成制度の創設
 - 大学及び大学教官に対する特許料等の軽減

- （ 2 ） 研究成果の産業への移転の円滑化
 - 民間への技術移転のための国公立大学教官及び国公立試験研究所員の民間企業役員の兼業規制緩和
 - T L O の国立大学キャンパスの無償使用措置

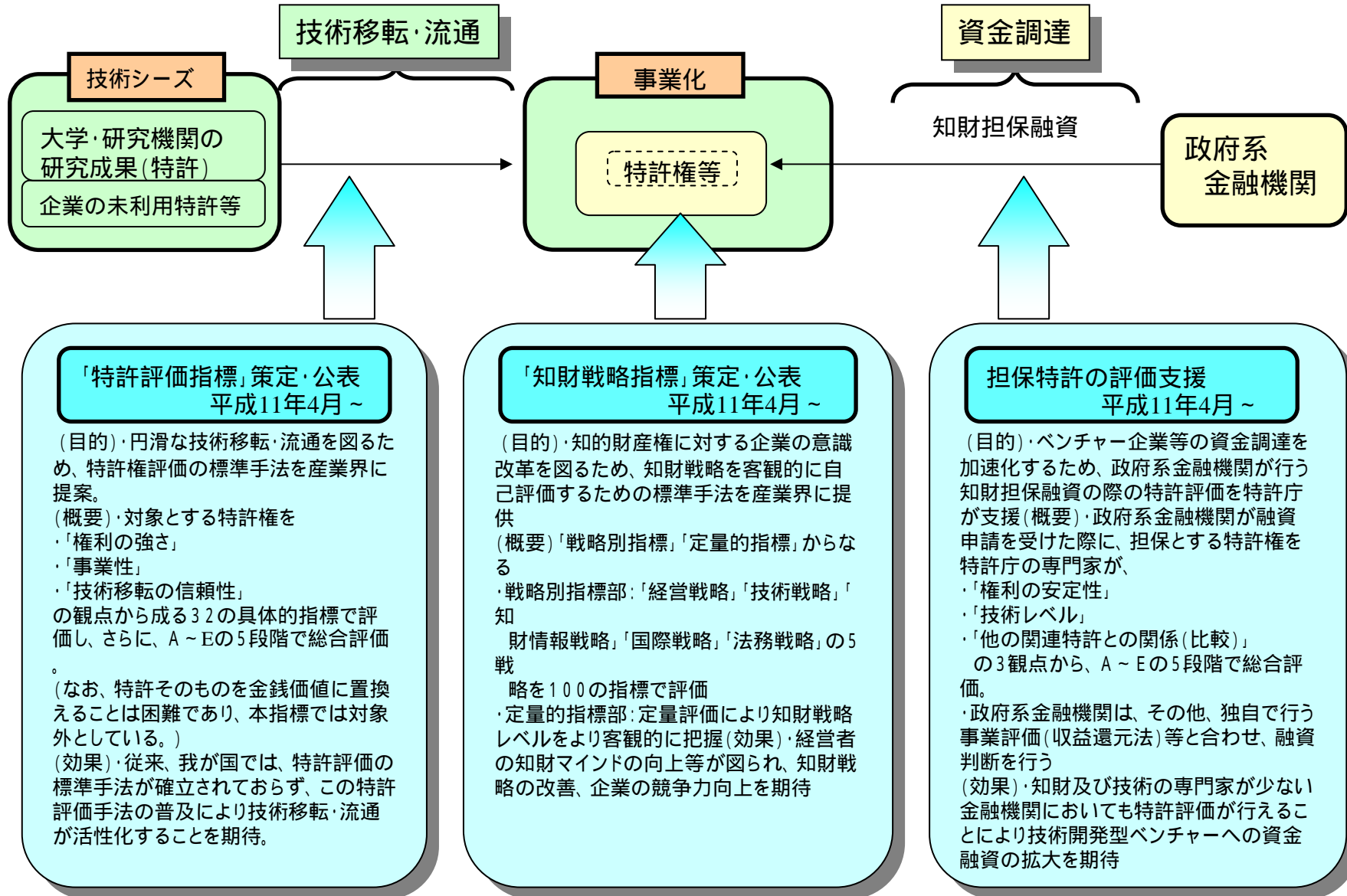
- （ 3 ） 民間における技術の「実用化」に向けた環境整備
 - 実用化・実証のための民間の応用技術開発への補助制度の導入
 - 創造的な中小企業（試験研究費 / 収入比率が 3 % 超等）に対する特許料等の軽減

* 平成 1 2 年 4 月 1 9 日公布、 2 0 日施行

特許流通市場の創設



特許評価指標・知財戦略指標の策定・公表及び担保特許の評価支援



知財戦略指標

(目的) 知的財産権に対する企業の意識改革を図るため、知財戦略を客観的に自己評価するための標準手法を産業界に提供

(概要) 「戦略別指標」「定量的指標」からなる

- ・ 戦略別指標部：「経営戦略」「技術戦略」「知財情報戦略」「国際戦略」「法務戦略」の5戦略を100の指標で評価
- ・ 定量的指標部：定量評価により知財戦略レベルをより客観的に把握

(効果)

- ・ 経営者の知財マインドの向上等が図られ、知財戦略の改善、企業の競争力向上を期待

特許評価指標

(概要) ・対象とする特許権を

- ・「権利の強さ」
- ・「事業性」
- ・「技術移転の信頼性」

の観点から成る 3 2 の具体的指標で評価し、さらに、A ~ E の 5 段階で総合評価。

(なお、特許そのものを金銭価値に置換えることは困難であり、本指標では対象外としている。)

(効果) ・従来、我が国では、特許評価の標準手法が確立されておらず、この特許評価手法の普及により技術移転・流通が活性化することを期待。

担保特許の評価支援

加速化するため、政府系金融機関が行う知財担保融資の際の特許評価を特許庁が支援（概要）・政府系金融機関が融資申請を受けた際に、担保とする特許権を特許庁の専門家が、

- ・「権利の安定性」
 - ・「技術レベル」
 - ・「他の関連特許との関係（比較）」
- の3観点から、A～Eの5段階で総合評価。
- ・政府系金融機関は、その他、独自で行う事業評価（収益還元法）等と合わせ、融資判断を行う
 - ・知財及び技術の専門家が少ない金融機関においても特許評価が行えることにより技術開発型ベンチャーへの資金融資の拡大を期待